
榛東村

第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

榛東村

「こども」の表記について

令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が発出した事務連絡『「こども」表記の推奨について（依頼）』では、今後の行政文書では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を活用していくことを各府省庁に通知しています。

（特別な場合の判断）

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

本計画では、計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」に合わせて漢字表記の「子ども」を基本としますが、上記通知を踏まえ国が使用する平仮名表記の「こども」も混在しています。

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画の期間	3
1-4 計画の対象	3
1-5 計画の策定方法	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
2-1 統計数値から見た状況	5
2-2 第2期計画の進捗評価	10
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	14
3-1 基本理念	14
3-2 基本目標と施策の方向	15
3-3 施策の体系	16
第4章 子ども・子育て支援策の展開	19
基本目標1 子どもたちが健やかに育ち、自立するむら(子育て)	19
4-1-1 子どもの人権の尊重と自立支援	19
4-1-2 生きる力を育む教育・学習の推進	21
4-1-3 子どもがいそいそと遊べる環境づくり	25
基本目標2 親が安心して子どもを産み、育てられるむら(親育ち)	26
4-2-1 母と子の健康づくり	26
4-2-2 子育て家庭への社会的な支援	29
4-2-3 ゆとりのある子育て環境づくり	36
基本目標3 地域社会が子どもと子育てを応援するむら(共育ち)	37
4-3-1 安全で安心な環境づくり	37
4-3-2 子育ての地域ネットワークづくり	39

第5章 子ども・子育て支援制度の目標設定	40
5-1 子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像	40
5-2 教育・保育提供区域	41
5-3 計画期間における子どもの人口推計結果	42
5-4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	43
5-5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
5-6 その他の推進方策	63
第6章 計画の推進体制	64
6-1 計画の推進体制	64
6-2 進捗状況の管理	64
資料編	65
1 アンケート調査結果の概要	65

第1章 計画の策定に当たって

1-1 計画策定の趣旨

榛東村では、少子化社会対策基本法や子ども・子育て支援関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、平成27年3月に「榛東村第1期子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「榛東村第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

計画期間中の令和3年12月には、国により「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が示されました。この指針では、“常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えること”、“こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすること”としています。

この指針を受け、令和5年4月に「こども基本法」の施行及び新たな司令塔として「こども家庭庁」が発足し、同年12月には『こどもまんなか社会』を目指す「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに「こども大綱」と一緒に、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」も閣議決定され、“2030年代”に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとの認識のもと、令和8年度までの3年間を集中取組期間とした具体的な政策として「こども・子育て支援加速化プラン」が示されました。

令和7年度を初年度とする「榛東村第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）では、国が目指す“こども・子育て政策”の方向性も踏まえ、子どもとその親の視点に立ち、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる施策の充実に努めます。

1-2 計画の位置付け

（1）法的根拠

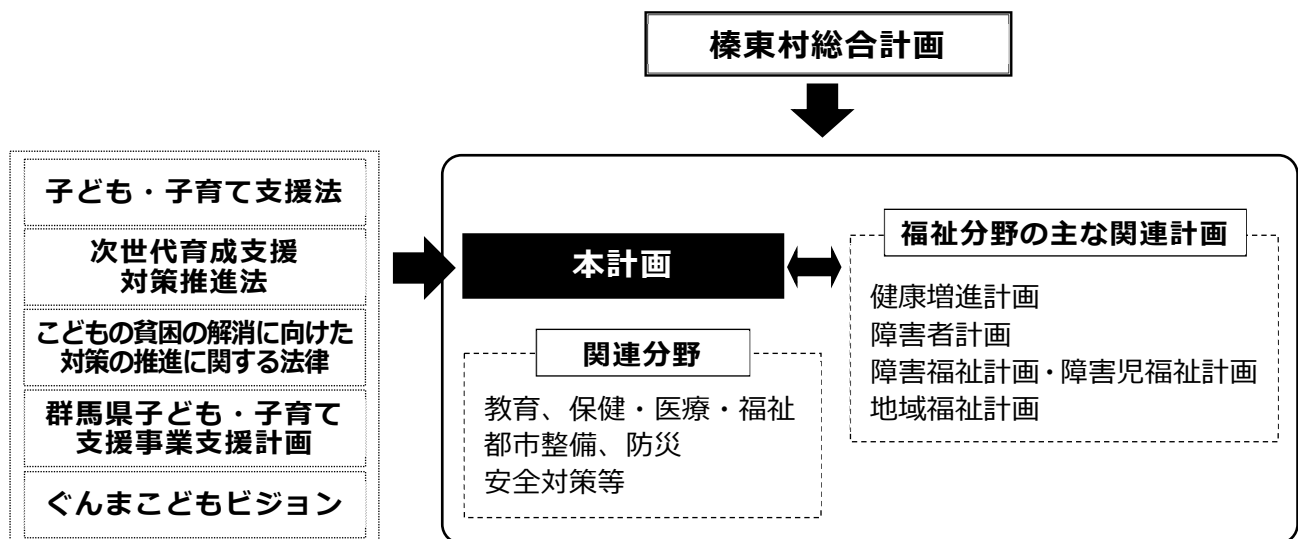
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を内包します。

（２）他の計画との関係

本計画は、榛東村総合計画の分野別個別計画に位置付けられます。また、子ども・子育て支援法を始めとする関連の法律、第３期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画、ぐんま子どもビジョン２０２５並びに本村の関連計画及び関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民を始め、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、事業者、関係団体及び行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



（３）持続可能な開発目標（SDGs）への配慮

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。令和 12 年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGs で掲げられた達成すべき具体的目標は、地方自治体の取組と密接な関連があります。本計画では、SDGs が目指す 17 ゴールのうち、主に「１ 貧困をなくそう」、「３ すべての人に健康と福祉を」、「４ 質の高い教育をみんなに」、「５ ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組んでいきます。



1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、「量の見込み」と実績との差や社会情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期計画					
	第3期子ども・子育て支援事業計画				
			必要に応じて見直し		第4期計画の策定

1-4 計画の対象

本計画は、就学前児童と小学校児童を中心とする児童福祉法に定められた18歳未満の全ての子どもとその家庭、地域、事業所、行政等を対象とします。

1-5 計画の策定方法

(1) 榛東村子ども・子育て会議による協議

本計画の策定に当たって、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「榛東村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。

当会議は、村内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成され、村における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

(2) アンケート調査の実施

幼児期における住民の教育・保育事業等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、就学前児童と小学校児童を対象とした「榛東村 子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

	就学前児童調査	小学校児童調査
調査対象者	全数調査	全数調査
調査方法	郵送で調査票を配布・回収	郵送で調査票を配布・回収
調査時期	令和6年8月	令和6年8月
配布数	656	803
回答数	350	474
回答率	53.4%	59.0%

(3) パブリックコメントの実施

住民の意見を計画内容に反映させるため、計画素案を広く公表し、令和7年2月6日から同年2月26日までパブリックコメントを実施しました。

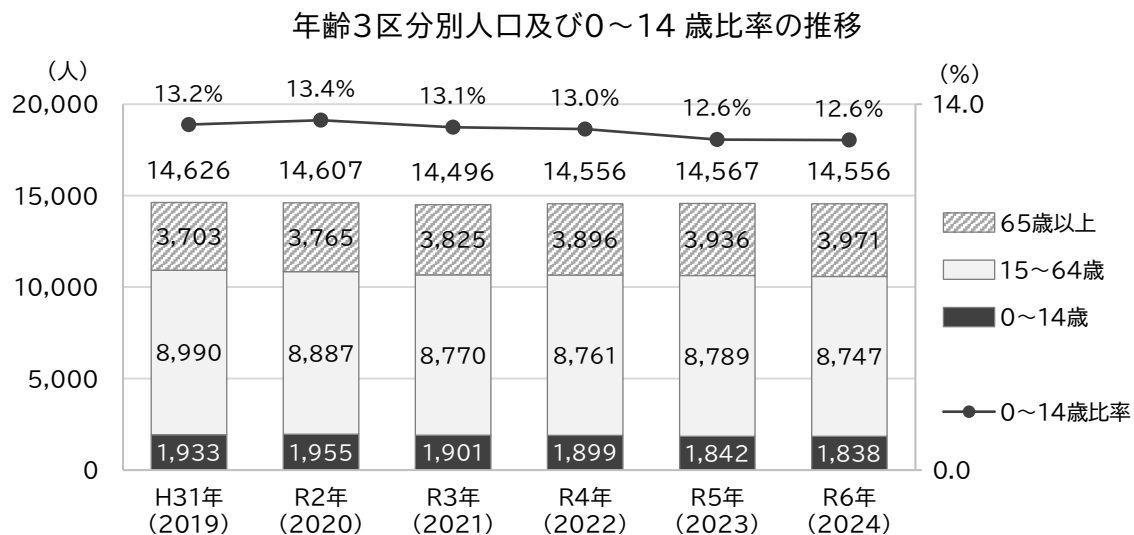
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

2-1 統計数値から見た状況

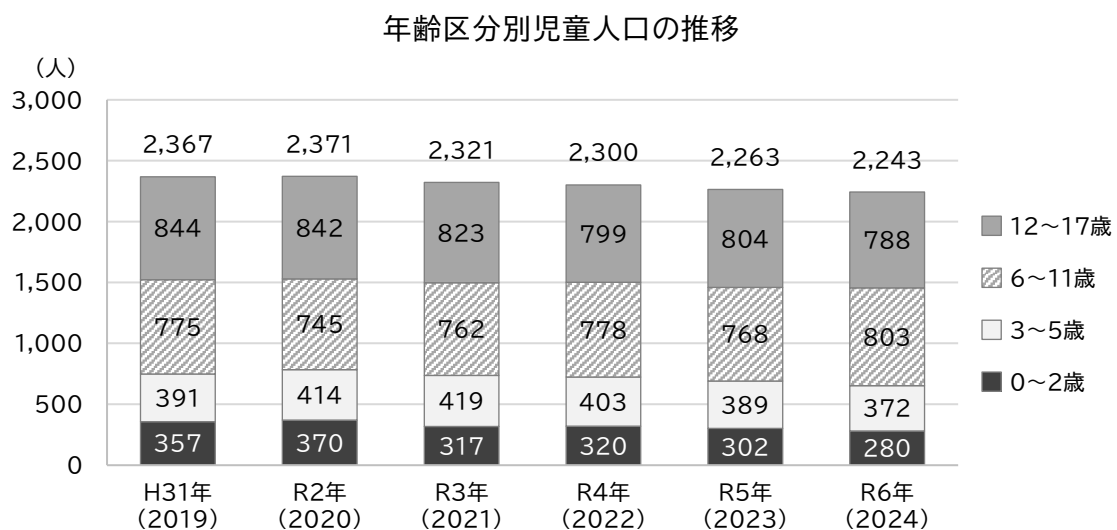
(1) 人口の推移

本村の総人口は、令和6年4月1日現在 14,556 人となっており、横ばいで推移しています。年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）が減少し、65歳以上（老年人口）が増加するという少子高齢化が進行している状態です。

18歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 2,243 人となっており、微減の傾向が続いています。



※住民基本台帳(各年4月1日)

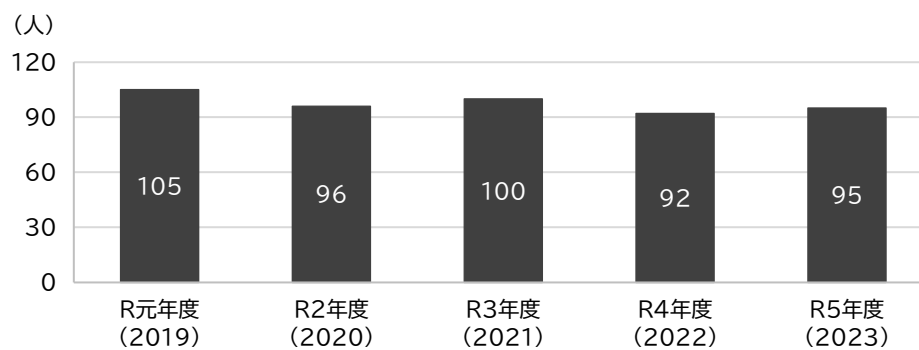


※住民基本台帳(各年4月1日)

本村の出生数は、令和2年度が96人となり、近年は100人弱で推移しています。

合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当）は、近年、群馬県の水準を上回って推移しています。

出生数の推移



※村統計資料

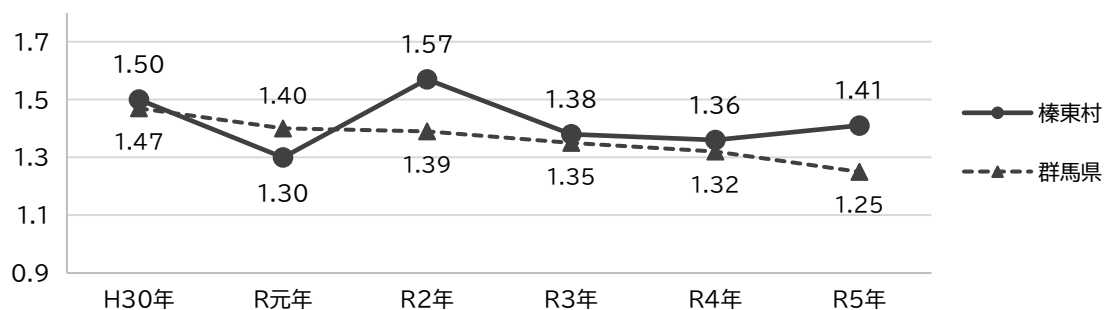
母親年齢区分別出生数

(単位:人)

	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
15～19歳	0	1	1	1	1
20～24歳	6	6	8	6	6
25～29歳	36	29	28	28	29
30～34歳	37	34	38	30	35
35～39歳	21	19	19	24	19
40～44歳	5	7	6	3	5
45～49歳	0	0	0	0	0
合計(出生数)	105	96	100	92	95

※村統計資料

合計特殊出生率の推移



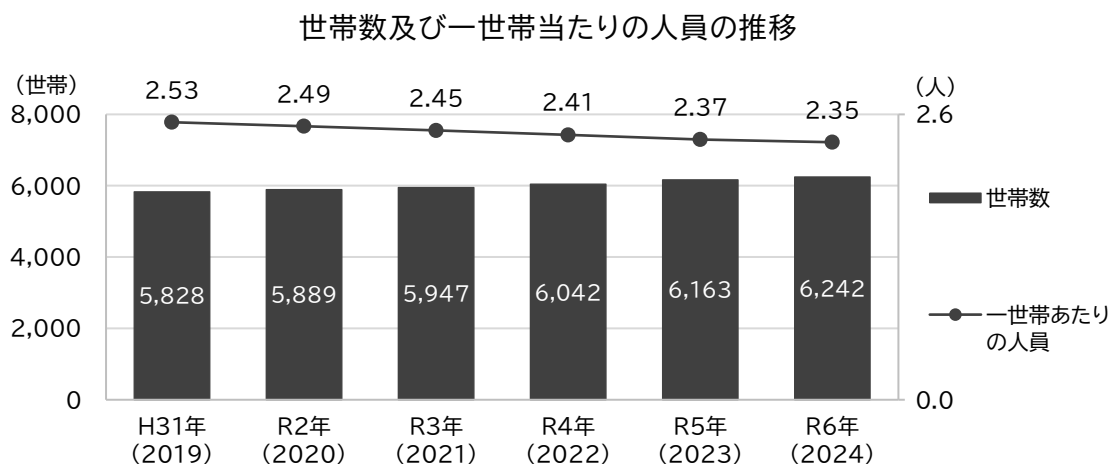
※群馬県の人口動態統計概況(各年1月1日～12月31日)

(2) 世帯数等の推移

本村の世帯数は、令和6年1月1日現在 6,242 世帯となっており、増加傾向にあります。一世帯あたりの人員は、令和6年1月1日現在 2.35 人となり、減少傾向が続いています。

子どものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の82.8%を占めています。この割合が上昇傾向であることから、核家族化の進行が見られます。

ひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯の合計）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の8.5%となっています。



※住民基本台帳(各年1月1日)

子どものいる世帯の構成

(単位:世帯)

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	H22年(2010)		H27年(2015)		R2年(2020)	
総数	1,468	100.0%	1,361	100.0%	1,330	100.0%
親族のみ世帯	1,462	99.6%	1,353	99.4%	1,322	99.4%
核家族世帯	1,049	71.5%	1,055	77.5%	1,101	82.8%
夫婦と子どもから成る世帯	948	64.6%	956	70.2%	988	74.3%
男親と子どもから成る世帯	11	0.7%	14	1.0%	10	0.8%
女親と子どもから成る世帯	90	6.1%	85	6.2%	103	7.7%
核家族以外の世帯	413	28.1%	298	21.9%	221	16.6%
非親族を含む世帯	6	0.4%	8	0.6%	8	0.6%

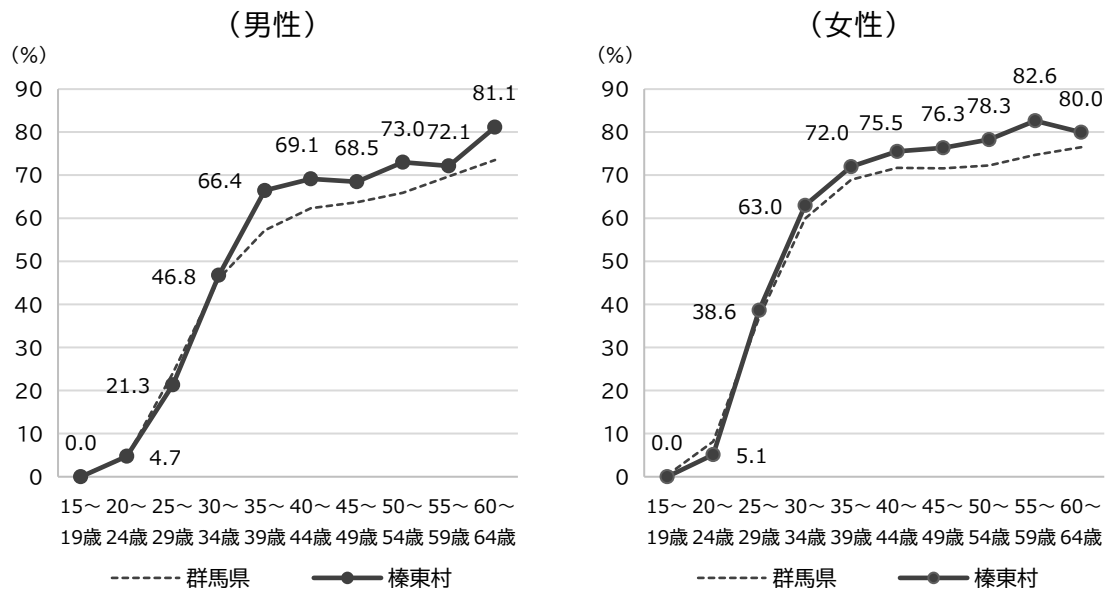
※国勢調査(各年10月1日)

(3) 有配偶率等

本村の有配偶率について、男性は35歳以上、女性は30歳以上の年齢区分で群馬県の水準を上回っています。

一方、平成27年と令和2年の男性の未婚率を比較すると、全ての年齢で上昇しており、少子化が進行する要因の一つと考えられます。

年齢区分別有配偶率の比較(令和2年)



※国勢調査(令和2年10月1日)

年齢区分別未婚率

(単位: %)

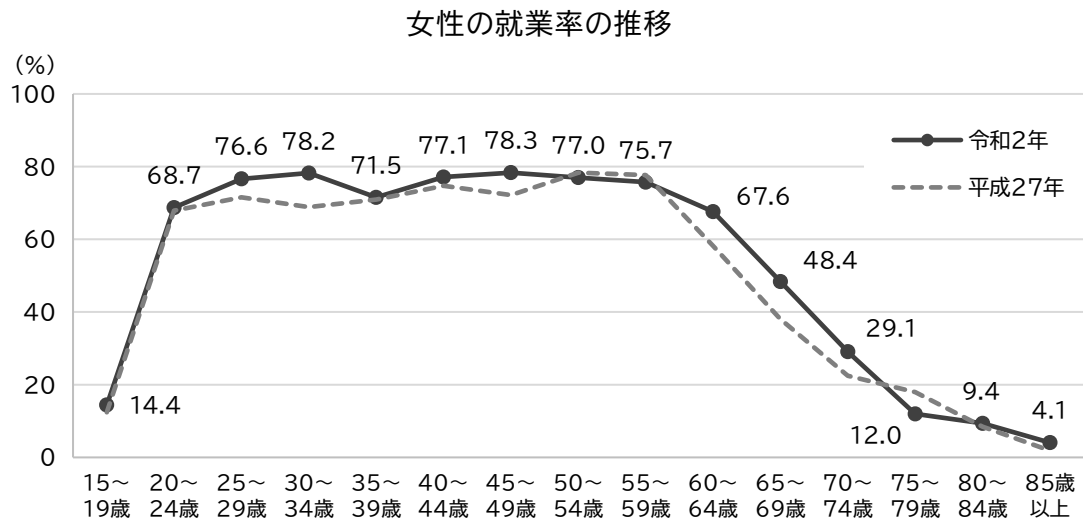
	男性			女性		
	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
15～19歳	100.0	99.5	99.7	99.5	99.2	100.0
20～24歳	94.9	90.7	94.6	96.8	91.7	92.5
25～29歳	73.1	58.4	74.4	79.6	63.0	58.3
30～34歳	48.0	31.9	50.6	49.1	32.2	29.9
35～39歳	32.1	20.7	29.3	37.0	19.0	19.6
40～44歳	24.5	9.7	26.2	28.1	15.6	15.4
45～49歳	18.4	3.0	24.9	22.2	9.3	13.1
合計	53.4	41.3	53.0	55.8	42.0	41.8

※国勢調査(各年10月1日)

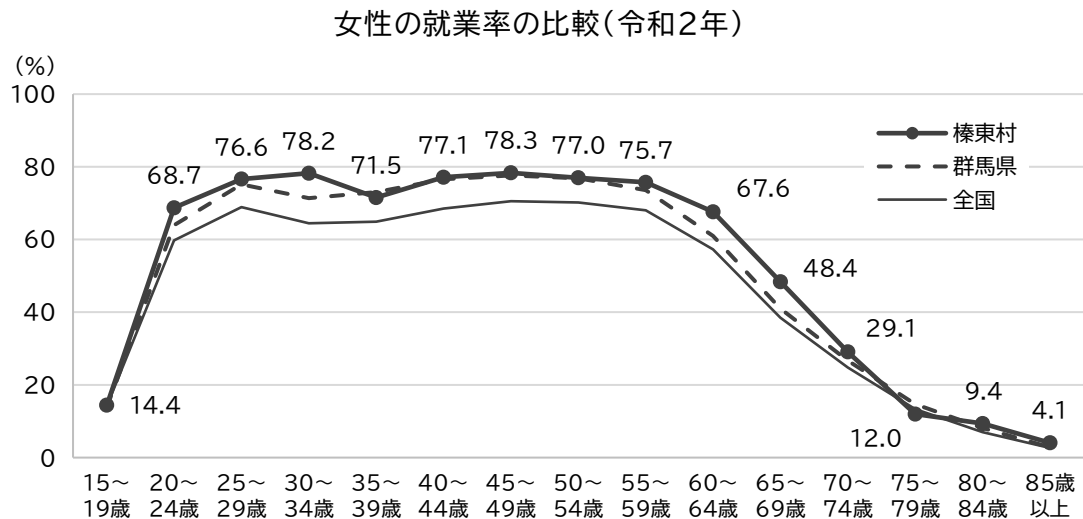
（４）女性の就業率

女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）について、令和2年は、ほぼ全ての年齢で平成27年と比べて就業率の上昇が見られます。

また、群馬県の水準とほぼ同様の就業率で推移しており、今後も出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策や事業を推進していく必要があります。



※国勢調査(各年10月1日)



※国勢調査(令和2年10月1日)

2-2 第2期計画の進捗評価

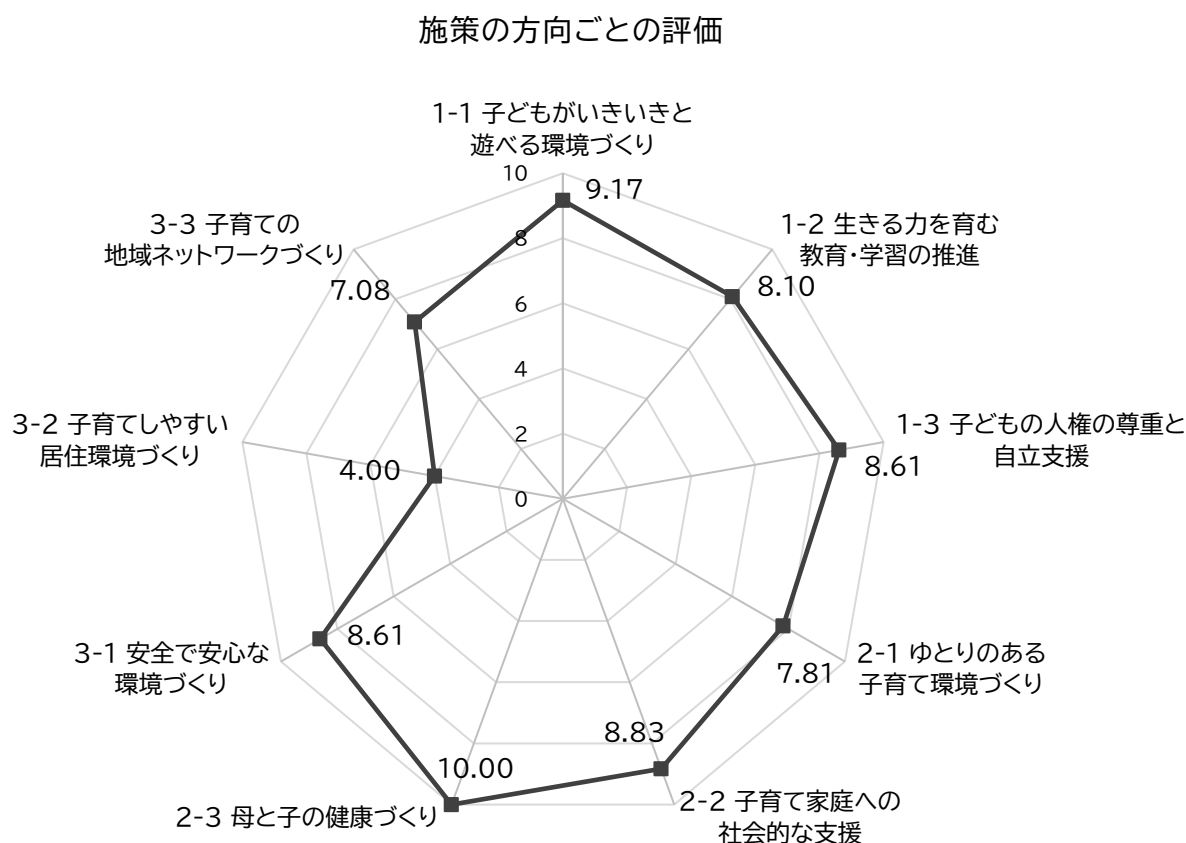
(1) 評価方法

榛東村第2期子ども・子育て支援事業計画に記載されている「主な施策」(担当課ごと)の進捗状況を、3つの評価基準(計画通りに実施=10点、一部を実施した=5点、実施していない=0点)で点数化しました。

(2) 評価結果

① 施策方向ごとの評価

「2-3 母と子の健康づくり」(10.00点)を始め、多くの「施策の方向」の評点が8点以上となっている一方、「3-2 子育てしやすい居住環境づくり」の評点(4.00点)は他に比べて低くなっています。



※評点は10点満点中の値

②主な施策ごとの評価

※主な施策に設定されている担当課ごとの評価の平均（評点は10点満点中の値）

基本目標1 子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

施策の方向	基本施策		主な施策	
1-1 子どもがいそいそと 遊べる環境づくり	(1) 遊びの機会と場づくり	9.17	公園・子どもの遊び場の整備	10.00
			地域における子どもの居場所づくり	7.50
			放課後・土曜日の子どもの居場所づくり	10.00
1-2 生きる力を育む 教育・学習の推進	(1) 幼児期の学校教育の充実	8.13	環境の充実	10.00
			家庭等の連携	10.00
			幼稚園や保育所等と小学校との連携	2.50
			教職員の研修の充実	10.00
	(2) 学校教育の充実	9.29	学ぶ教育と基礎学力の向上	8.33
			学ぶ意欲と基礎学力の向上	8.33
			健やかな身体の育成	10.00
			障害のある子どもへの教育的支援	10.00
			学校教育施設・設備の充実	10.00
			地域とともにある学校づくり	8.33
			榛東村教育研究所の研究・研修の充実	10.00
	(3) 地域教育・学習の充実	6.25	地域の教育力の向上	5.00
			体験学習の充実	5.00
			スポーツ・レクリエーション活動の充実	5.00
			子ども会の活性化	10.00
	(4) 家庭教育の支援	8.75	家庭教育に関する学習の機会の充実	10.00
			家庭教育に関する情報・提供の充実	7.50
1-3 子どもの人権の尊重 と自立支援	(1) 子どもの人権の尊重	7.50	児童の権利に関する条約の普及・啓発	10.00
			児童虐待防止法の周知	7.50
			人権意識の醸成	10.00
			虐待防止ネットワークの充実	10.00
			子ども家庭総合支援拠点の設置促進	0.00
	(2) 子どもの相談体制の充実	10.00	学校の相談体制の充実	10.00
	(3) 子どもの社会への参画	8.33	地域や社会に関する学習の機会の充実	10.00
			地域コミュニティ活動への子どもの参画の促進	10.00
			子どもの意見発表や自主的活動機会の充実	5.00

基本目標 2 親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

施策の方向	基本施策		主な施策	
2-1 ゆとりのある 子育て環境づくり	(1) 男女共同による 子育ての促進	8.75	男女共同参画社会基本法の周知	10.00
			父親の育児参加の促進	7.50
	(2) 子育て交流	6.88	保護者の交流と学び合いの場の提供	8.75
			交流スペースの提供	5.00
2-2 子育て家庭への 社会的な支援	(1) 多様な保育サービスの 充実	7.73	保育サービスの量の確保・整備充実	10.00
			乳児保育事業	5.00
			延長保育事業	10.00
			一時保育事業	10.00
			預かり保育	5.00
			病児保育事業	10.00
			シヨートステイ事業	0.00
			保育士研修の充実	10.00
			産前・産後サポート事業	5.00
			ファミリー・サポート・センターの利用促進	10.00
			障害児保育の充実	10.00
	(2) 学童保育の充実	10.00	定員の確保	10.00
			放課後子ども教室	10.00
	(3) 子育て家庭への 各種支援制度の充実	10.00	幼児教育・保育の無償化	10.00
			医療費助成の実施	10.00
			経済的支援の充実	10.00
	(4) 障害のある子どもや 家庭への支援	8.75	早期療養相談・指導等の充実	10.00
			諸制度の周知徹底と相談の充実	10.00
			国の制度に対応した円滑なサービスの提供	10.00
			医療費の助成の実施	5.00
	(5) ひとり親家庭への支援	7.50	ひとり親家庭の自立支援の促進	5.00
			ひとり親家庭等への医療費助成	10.00
	(6) 相談・情報提供の充実	9.00	利用支援	10.00
			子育て世代包括支援センター	10.00
			情報提供・相談支援体制の充実	10.00
			子育ての学習の機会の充実	6.00
2-3 母と子の健康づくり	(1) 母と子の健康づくり支援 の充実	10.00	いいお産の促進	10.00
			不妊対策の推進	10.00
			疾病の予防・早期発見	10.00
			心の健康の促進	10.00
			歯の健康づくり	10.00
			「食育」の推進	10.00
	(2) 思春期保健対策の推進	10.00	健康教育の充実	10.00
			思春期相談体制の充実	10.00
	(3) 保健・医療体制の充実	10.00	保健体制の充実	10.00
			医療体制の充実	10.00

基本目標3 地域が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

施策の方向	基本施策		主な施策	
3-1 安全で安心な 環境づくり	(1) 交通安全・防犯対策の 推進	8.61	子どもの交通事故のないむらづくりの推進	10.00
			スクールゾーンの整備	10.00
			子どもを犯罪から守るむらづくり	5.83
3-2 子育てしやすい 居住環境づくり	(1) 子育てにやさしい環境の 整備	4.00	子育てバリアフリー化の推進	4.00
3-3 子育ての地域ネット ワークづくり	(1) 地域の結びつきの強化	8.33	子育て支援ボランティアの育成	7.50
			世代間交流事業の推進	10.00
			子どもを見守る地域づくりの推進	7.50
	(2) 家庭と地域で取り組む 児童の健全育成	5.83	児童の健全育成	6.67
			「おぜのかみさま」県民運動の推進	5.00

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

3-1 基本理念

子ども・子育て支援は、

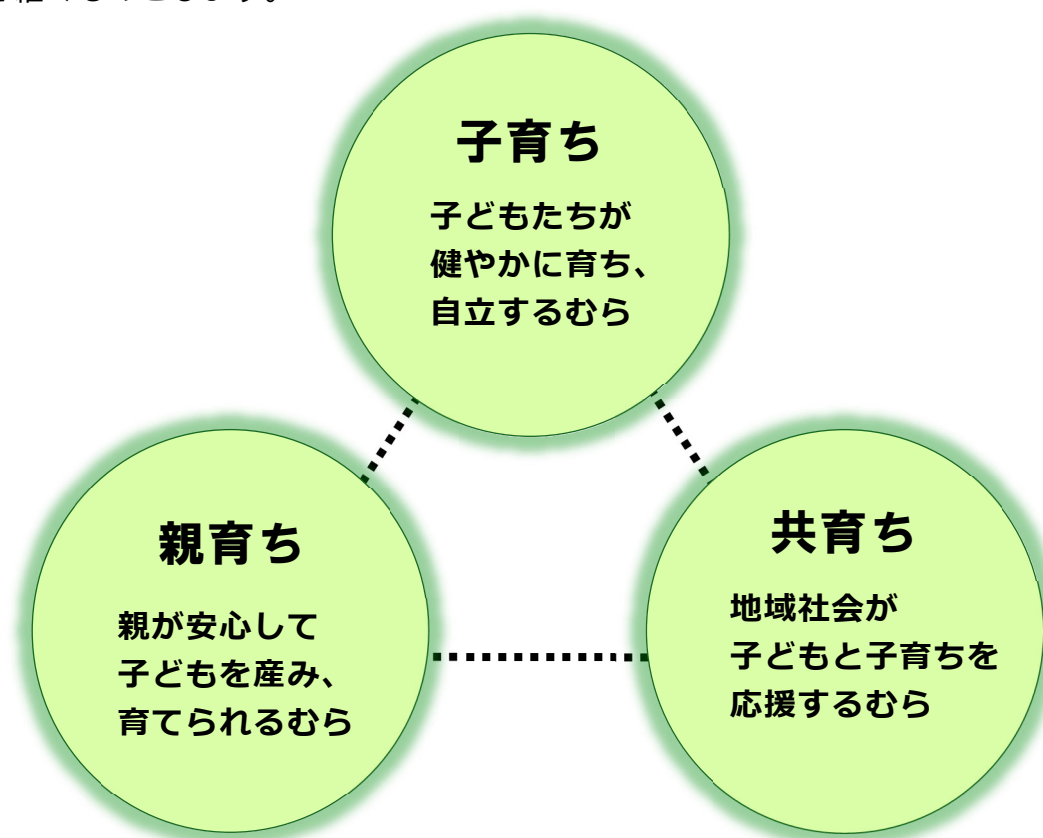
- 子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提に、子どもの最善の利益を実現する必要があります。
- 保護者が子育ての充実感や喜びを感じることができるよう、また、子どものよりよい育ちを実現できるよう、地域の協力を得ながら、きめ細かな切れ目のない支援を推進していくことが重要です。
- 地域社会が子育てや親育ちを応援して、心通い合う、幸せを実感できる“インクルーシブ※なむら”を創っていくことが大切です。

※インクルーシブとは…全てを包み込むこと。多様性を受入れ、個性を尊重し、共に生きる社会をインクルーシブ社会と言います。

といった考えを基調に、これまでの基本理念

『たくましい 子どもたちを育てる あたたかいむらづくり』

を引き継ぐものとします。



3-2 基本目標と施策の方向

基本理念の実現に向けた基本目標と施策の方向を次のように定めます。

基本目標 1

子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

全ての子どもが尊重され、幸せに育つよう、子どもの自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にした取組を推進します。



- 1 子どもの人権の尊重と自立支援
- 2 生きる力を育む教育・学習の推進
- 3 子どもがいきいきと遊べる環境づくり

基本目標 2

親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

子どもを養育する全ての保護者が、ゆとりと愛情をもって子育てできることを応援する取組を推進します。



- 1 母と子の健康づくり
- 2 子育て家庭への社会的な支援
- 3 ゆとりのある子育て環境づくり

基本目標 3

地域社会が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

保護者が孤立することのないよう、地域の社会資源を活用することで、地域のネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。



- 1 安全で安心な環境づくり
- 2 子育ての地域ネットワークづくり

3-3 施策の体系

基本目標1 子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

施策の方向	個別施策	項目
1 子どもの人権の尊重と自立支援	(1) 子どもの人権の尊重	児童の権利に関する条約の普及・啓発
		児童虐待防止法の周知
		人権意識の醸成
		虐待防止ネットワークの充実
		こども家庭センター開設・運営
2 生きる力を育む教育・学習の推進	(2) 子どもの相談体制の充実	学校の相談体制の充実
	(3) 子どもの社会への参画	地域や社会に関する学習の機会の充実
		地域コミュニティ活動への子どもの参画の促進
		子どもの意見発表や自主的活動機会の充実
	(1) 幼児期の教育の充実	保育力の向上
		家庭との連携
		幼稚園や保育所等と小学校との連携
		教職員の研修の充実
		自ら学ぶ力の育成
	(2) 学校教育の充実	豊かな心の育成
		健やかな身体の育成
		安全安心な学校給食の提供
		障害のある子どもへの教育的支援
		学校教育施設・設備の充実
		地域とともにある学校づくり
		榛東村教育研究所の研究・研修の充実
	(3) 地域教育・学習の充実	地域の教育力の向上
		体験学習の充実
		スポーツ・レクリエーション活動の充実
		子ども会の活性化
	(4) 家庭教育の支援	家庭教育に関する学習の機会の充実
		家庭教育に関する情報提供の充実
3 子どもがいきいきと遊べる環境づくり	(1) 遊びの機会と場づくり	公園・子どもの遊び場の整備
		地域における子どもの居場所づくり
		放課後・土曜日の子どもの居場所づくり

基本目標2 親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

施策の方向	個別施策	項目
1 母と子の健康づくり	(1) 母と子の健康づくり支援の充実	いいお産の促進
		不妊対策の推進
		疾病の予防・早期発見
		心の健康の促進
		歯の健康づくり
		食育の推進
		未熟児の医療費助成の実施
	(2) 思春期保健対策の推進	健康教育の充実
	(3) 保健・医療体制の充実	思春期相談体制の充実
		保健体制の充実
2 子育て家庭への社会的な支援	(1) 多様な保育サービスの充実	医療体制の充実
		保育サービスの量の確保・整備充実
		乳児保育事業
		延長保育事業
		一時保育事業
		預かり保育
		病児保育事業
		保育士等の研修の充実
		産前・産後サポート事業
		子育て支援センター事業の推進
		ファミリー・サポート・センターの利用促進
		障害児保育の充実
		こども誰でも通園制度
	(2) 放課後児童対策の充実	放課後児童クラブにおける必要定員の確保
		放課後子ども教室
	(3) 子育て家庭への各種支援制度の充実	出産育児一時金
		子どもの福祉医療
		経済的支援の充実
	(4) 障害のある子どもや家庭への支援	早期療養相談・指導等の充実
		諸制度の周知徹底と相談の充実
		国の制度に対応した円滑なサービスの提供
		医療費の助成の実施
	(5) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立支援の促進
		ひとり親家庭等への医療費助成
		自立支援教育訓練給付事業
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付
	(6) 子どもの貧困対策の推進	親に対する就労支援
		就学援助事業
		生活困窮者自立支援事業
		居場所づくり
	(7) その他、支援が必要な子どもや家庭への支援	社会的養育が必要な子どもへの支援
		外国につながる子どもへの支援
		ヤングケアラーへの支援
	(8) 相談・情報提供の充実	利用支援
		情報提供・相談支援体制の充実
		子育ての学習の機会の充実
3 ゆとりのある子育て環境づくり	(1) 男女共同による子育ての促進	男女共同参画社会基本法の周知
		子育てを社会全体で支える意識の向上
	(2) 子育て交流	保護者の交流と学び合いの場の提供
		子育ての学習の機会の充実

基本目標3 地域社会が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

施策の方向	個別施策	項目
1 安全で安心な環境づくり	(1) 交通安全・防犯対策の推進	子どもの交通事故のないむらづくりの推進
		スクールゾーンの整備
		子どもを犯罪から守るむらづくり
	(2) 子育てにやさしい環境の整備	子育てバリアフリー化の推進
2 子育ての地域ネットワークづくり	(1) 地域の結びつきの強化	子育て支援ボランティアの育成
		世代間交流事業の推進
		子どもを見守る地域づくりの推進
	(2) 家庭と地域で取り組む児童の健全育成	児童の健全育成
		「おぜのかみさま」県民運動の推進

第4章 子ども・子育て支援策の展開

基本目標 1

子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

4-1-1 子どもの人権の尊重と自立支援

子どもが自らの意見を表明し、様々な経験を積むことは、子どもが社会性を身につけ、自立をしていく上で、大きな役割を果たすことになることから、子どもたちの意見を尊重したむらづくりを進めていきます。

（1）子どもの人権の尊重

主な施策	取組内容	担当
児童の権利に関する条約の普及・啓発	● 児童の権利に関する条約の普及・啓発に向けて、ポスターの掲示やチラシの配布等を継続します。 ● 教員対象の研修会、情報の提供及び広報活動の充実を図ります。	学校教育課
児童虐待防止法の周知	● 広報、回覧板、ホームページ、オレンジリボン運動の推進等により、児童虐待防止法の周知を図ります。	住民生活課 健康保険課
人権意識の醸成	● 人権週間の取組やいじめ防止子ども会議の開催、普段の授業における指導など、教育活動を通して人権教育を推進します。 ● 児童虐待やいじめ対策、職員研修等を通して、人権を尊重する心を養う保育、教育の徹底を図ります。	住民生活課 学校教育課

主な施策	取組内容	担当
虐待防止ネットワークの充実	● 教育委員会、小中学校、児童相談所、警察等からなる虐待防止ネットワークとの連携の強化を図り、虐待の防止を図ります。 ● 住民生活課を総合窓口としながら、相談内容に応じて、各課への橋渡しを行います。 ● 「要保護児童対策地域協議会」(年1回代表者会議、毎月1回実務者会議、随時ケース会議)の充実を図ります。	住民生活課 健康保険課 学校教育課
こども家庭センターの開設・運営	● 母子保健分野と児童福祉分野のより一層の連携を図り、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うため、「こども家庭センター」の令和8年度開設を目指します。	住民生活課 健康保険課

(2) 子どもの相談体制の充実

主な施策	取組内容	担当
学校の相談体制の充実	● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援相談員を配置して、各校の教育相談体制の整備を継続していきます。	学校教育課

(3) 子どもの社会への参画

主な施策	取組内容	担当
地域や社会に関する学習の機会の充実	● 社会科公民的分野を中心に、子どもや女性、勤労者、住民の権利や、義務等についての学習機会を設けます。 ● 各教科・領域・学校行事等において、地域で体験活動を行う機会を増やし、学習内容の充実を図ります。	学校教育課
地域コミュニティ活動への子どもの参画の促進	● 保育所等において和楽器体験や茶道体験等を実施し、地域コミュニティとの関わる機会を提供します。 ● 学校で伝統芸能を披露するなど、地域活動に参加するきっかけづくりを広げていきます。	住民生活課

主な施策	取組内容	担当
子どもの意見発表や自主的活動機会の充実	● 各学校の総合的な学習の時間の取組を充実させ、適宜、子どもの意見発表の機会を確保していきます。 ● 子どもたちがボランティア活動や地域の様々なイベントに積極的に参加できるように、機会の提供及び情報の発信を実施していきます。	学校教育課 生涯学習課

4-1-2 生きる力を育む教育・学習の推進

子どもの学ぶ意欲と基礎学力の向上を図ります。また、いじめや不登校をなくし、子どもの豊かな心と健やかな身体の育成、障害のある子どもの教育を充実します。

また、保護者や地域住民の協力のもと体験活動や父親の家庭教育への参加など、家庭教育の充実促進を図ります。

(1) 幼児期の教育の充実

主な施策	取組内容	担当
保育力の向上	● 進んで体を動かそうという意欲が育ったり、身体諸機能の調和的な発達が促されたりするよう、屋外での遊びを中心に、教師自ら体を動かして幼児と一緒に遊びを楽しむようにします。	学校教育課
家庭との連携	● 保護者のニーズや実状に配慮した対応が図れるよう、各種たよりや保育参観などによる情報発信、懇談会や登降園時を利用した情報交換に努め、家庭との連携を強化します。	学校教育課
幼稚園や保育所等と小学校との連携	● 幼児期の教育と小学校教育との一層円滑な接続が図れるよう、架け橋期のカリキュラム開発を視野に入れながら、接続期の教育計画とスタートカリキュラムを資質・能力育成の観点から再検討します。	学校教育課 住民生活課
教職員の研修の充実	● 幼児期の教育の充実を目指し、チーム保育、教員の園内・園外研修の充実などを図ります。	学校教育課

(2) 学校教育の充実

主な施策	取組内容	担当
自ら学ぶ力の育成	● 教育研究所を中心に、村内の教育課題の解決を始め、教員の研究活動や研修の充実を図ります。 ● 学校支援センターを設置し、学校の求めに応じてボランティアを紹介していきます。	学校教育課
豊かな心の育成	● 祖父母参観等、異なる世代との交流を進めるとともに、福祉体験教育や環境教育を進めます。 ● いじめのない学校づくりの推進や不登校対策の充実に向けて、生徒指導・教育相談部会等を充実するとともに、講演会や教員研修を実施します。 ● 道德教育に係る専門家を招いた講演会の開催、校内研修及び授業の工夫・改善を図ります。	学校教育課
健やかな身体の育成	● 栄養教諭・学校栄養職員の幼稚園・小中学校訪問を計画的に行い、食に関する指導を推進します。 ● 各校において策定した「体力向上プラン」に基づき、計画的に取組を進めます。	学校教育課
安全安心な学校給食の提供	● 地元農家との連携や新たな献立の開発等により地産地消の取組を進め、村内産・県内産食材の利用率向上に努めます。 ● アレルギー対応食の提供に向けたマニュアルの作成と、実施後の点検見直しに努めます。	学校教育課
障害のある子どもへの教育的支援	● 特別な支援を必要とする子どもの受入れに対して、一人ひとりに寄り添い適切な対応を行っていきけるよう、専門的な機関との連携、学級補助員等の人的配置等を進めます。 ● 園児・児童・生徒一人ひとりの障害の程度やニーズに対応して、適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図ります。 ● 発達障害者支援法に対応し、支援員を配置するなど、専門的な指導の充実を図ります。	学校教育課

主な施策	取組内容	担当
学校教育施設・設備の充実	● 学校施設は、災害発生時には避難所も兼ねることから、土砂災害や水害対策等、防災対策の充実に努めます。 ● 学校施設・設備の計画的な整備・充実を進め、教育環境の向上を図るとともに、必要に応じて長寿命化計画を含めた更新を図ります。 ● 学校のバリアフリー化を進めます。	学校教育課
地域とともにある学校づくり	● 各学期に学校公開日を設け、保護者等に向けた授業公開によって学校教育への理解を促進します。 ● 社会体育の場としての活用等、地域とともにある学校づくりを進めます。 ● 校内研修やA L Tとの実践的な英会話の場面を充実させ、特色ある学校づくりを進めていきます。 ● 休日部活動については、地域のスポーツクラブとの連携を図り、段階的な地域移行を進めます。	学校教育課
榛東村教育研究所の研究・研修の充実	● 教職員の資質・能力の向上が図れるよう教育講演会や授業研究会を実施します。 ● 村の教育課題の解決に資するよう、授業を中心とした実践的な研修の充実を図ります。	学校教育課

(3) 地域教育・学習の充実

主な施策	取組内容	担当
地域の教育力の向上	● コミュニティスクールを導入するとともに、地域学校共同本部を立ち上げ、地域と学校とをつなぐ役割を強化し、人材活用を促進します。 ● 学校運営協議会の充実を図ります。	学校教育課
	● 中央公民館及び南部コミュニティセンターの図書室及び蔵書の統合により、子どもたちが本に親しみやすい環境づくりを進めます。	生涯学習課
体験学習の充実	● 高齢者福祉施設への訪問や障害のある人の講話を聞くなど、体験の機会や地域の人との交流の機会を増やします。	学校教育課

主な施策	取組内容	担当
スポーツ・レクリエーション活動の充実	● スポーツ少年団の活動の促進、運動場や体育施設の利用促進、各種スポーツイベントの充実を図ります。 ● 子どもたちを対象にした「スポーツ・レクリエーション大会」を開催します。	生涯学習課
子ども会の活性化	● 子ども会の行事や資源ごみ回収活動等を通じて、子ども同士や地域の大人とのつながりを持てる子ども会活動の活発化を促進します。	住民生活課

（４）家庭教育の支援

主な施策	取組内容	担当
家庭教育に関する学習の機会の充実	● 子育て講演やワークショップ等を盛り込んだイベント「しんとうママフェス」を実施し、保護者の学習機会の充実を図ります。 ● 家庭教育支援チームほっこりん等、親同士の交流機会の充実を図ります。	生涯学習課
家庭教育に関する情報提供の充実	● 家庭教育に関して、地域子育て支援センター（幼稚園や保育所等に開設）による育児相談等を通じた情報提供の充実を図ります。	住民生活課 学校教育課

4-1-3 子どもがいきいきと遊べる環境づくり

子どもたちが安心して家から出て遊ぶことのできる地域環境づくりを進めます。

また、やすらぎの場、交流の場、人間形成や情緒面の発達場として、子どもたちの居場所が確保できるよう、構想段階から住民の声を反映させながら整備していきます。

(1) 遊びの機会と場づくり

主な施策	取組内容	担当
公園・子どもの遊び場の整備	● 「保育所や認定こども園（以下、「保育所等」という。）」において遊具の点検を実施し、必要に応じて修繕や撤去等を実施します。	住民生活課
	● 幼稚園及び小学校では、毎年遊具点検を実施し、安全確保を図ります。	学校教育課
	● 公園等の遊具の安全確保を図るため、毎年度遊具点検を行い、必要に応じて遊具の修繕を行います。	産業振興課 建設課
地域における子どもの居場所づくり	● コミュニティセンターや地区の集会所等を活用し、子ども会や育成会の活動場所として、子どもの遊び場や居場所の確保を図ります。	総務課 生涯学習課
	● 児童館においては施設の老朽化が進んでいることから、今後の方向性について検討を進めます。	住民生活課
	● 保護者・地域住民と連携し、体育館や運動場等の学校施設を子どもの遊び場として有効に活用します。	生涯学習課
放課後・土曜日の子どもの居場所づくり	● 年間40回（各校20回ずつ）を目標に、低学年を対象にした放課後子ども教室を開催するほか、年間数回小・中学生を対象に料理教室等を開催します。	生涯学習課
	● 学習や遊びの内容を工夫するなど、充実を図ります。	
	● 地域ぐるみで子どもの居場所の形成を支援するための、放課後活動サポーターの継続的な募集を行います。	
	● 放課後及び土曜日の子どもの健全育成の場として、放課後児童クラブの充実を図ります。	住民生活課

親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

4-2-1 母と子の健康づくり

少子化の進行や家族・地域の社会構造の変化により、妊娠・出産・育児に対する母親の様々な不安や悩みが増加しています。このため、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもと母親の健康の増進に取り組んでいきます。

さらに、思春期の健康課題として、心の健康・喫煙・飲酒・薬物依存・望まない妊娠・性感染症等に対し、学校保健と連携して思春期保健対策を充実していきます。

（１）母と子の健康づくり支援の充実

主な施策	取組内容	担当
いいお産の促進	● 出産の正しい知識や心構え等について、「両親学級（助産師、栄養士、保健師による講話）」等の学習の機会を提供します。 ● 妊娠届により、母子健康手帳を交付します。 ● 妊婦等包括相談支援事業（現在の伴走型相談支援）による相談対応を行うとともに、必要な支援につなげていきます。 ● 県内医療機関に委託し、妊産婦の健康診査を実施します。 ● 妊婦とその家族を対象にした相談の充実を図ります。 ● 妊婦、新生児・産婦訪問を充実します。 ● 出産後、委託医療機関等で、産婦及び乳児に対して心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を充実します。	健康保険課

主な施策	取組内容	担当
不妊対策の推進	● 不妊治療費等の助成を実施します。 ● 不妊に関する県の支援事業や相談窓口の周知を図ります。	健康保険課
疾病の予防・早期発見	● 健診の結果等を踏まえ、必要に応じて妊婦及び乳幼児家庭訪問を実施します。 ● 乳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とする健康診査を充実します。健診結果により必要、または希望に応じて栄養相談や発達相談を行います。	健康保険課
心の健康の促進	● 関係機関と協力し、育児相談、ブックスタート等を通して的確な情報提供や助言等を行います。 ● 乳幼児健診等の母子保健活動に保育士が参加し、子どもへの関わり方を助言することで、子どもの発達を促します。 ● 委託医療機関において産婦健康診査を実施し、こころの健康状況等を把握します。 ● 母親のストレス抑制や相談活動等により、児童虐待の発生を予防します。	健康保険課
歯の健康づくり	● 幼児を対象（1歳6か月児、2歳児、3歳児）に歯科健診やフッ素塗布を実施します。 ● 2歳6か月児歯科健診を実施し、歯科診察後にフッ素塗布を行います。 ● 村内全ての幼稚園、保育所、認定こども園において、歯科衛生士、管理栄養士による食育を含めた歯の健康づくりのための教室を実施します。 ● 委託歯科医療機関において、妊産婦歯科健康診査を実施します。	健康保険課

主な施策	取組内容	担当
食育の推進	● 食事の大切さを学び、望ましい食習慣定着のため、食生活改善推進員による「おやこ食育教室」等を開催します。 ● 乳幼児健診時や育児教室において、栄養士による相談や講話を実施し、食育の推進を図ります。	健康保険課
	● 学校保健や保健相談センター、食生活改善推進員等との連携を図り、食育の推進を図ります。	健康保険課 学校教育課 給食センター
未熟児の医療費助成の実施	● 出生後、体重が一定以下であったり、生活力が薄弱であることから、医師が入院医療を必要と認めた満1歳までの乳児の医療費（保険適用分）の一部を助成します。	健康保険課

（２）思春期保健対策の推進

主な施策	取組内容	担当
健康教育の充実	● 助産師会の協力を得て、「いのちの教室」を実施するなど、発達の段階に応じた適正な性教育に努めます。 ● 更生保護司会等との連携を始め、喫煙・薬物乱用防止教育を計画的に実施します。	学校教育課
思春期相談体制の充実	● 学校においては、スーパーバイザー等を活用し、児童生徒の発達特性に合わせた教育相談及び支援を実施します。	学校教育課

（３）保健・医療体制の充実

主な施策	取組内容	担当
保健体制の充実	● 保健相談センターにおける相談（来所・電話）等の充実を図ります。	健康保険課
医療体制の充実	● 健康ダイヤル24や子育て支援ガイド等を活用し、救急医療の確保及び情報提供に努めます。	健康保険課

4-2-2 子育て家庭への社会的な支援

相談・情報提供、保育サービスの充実に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る各種の支援や、障害のある子どものいる家庭や増大するひとり親家庭など、家事や子育ての援助が必要な家庭への支援を図ります。

(1) 多様な保育サービスの充実

主な施策	取組内容	担当
保育サービスの量の確保・整備充実	● 保育所等の施設や設備の整備・充実に促進します。	住民生活課
乳児保育事業	● 生後8週からの受入れ、年度途中の乳児の入所に対応できるよう、保育士の確保に努めます。	住民生活課
延長保育事業	● 多様な就労形態等による保育需要に対応して、延長保育事業を村内の保育所等で実施します。	住民生活課
一時保育事業	● 育児疲れや急病、短時間勤務等による一時的な保育の需要に対応し、就学前児童を預かる事業を村内の保育所等で実施します。	住民生活課
預かり保育	● 幼稚園の在園児に対して、時間外預かり保育を行います。	住民生活課 学校教育課
病児保育事業	● 村内の病児保育施設及び隣市町村の医療機関と連携し、就学前の子どもが病気又は病気の回復期のときで、保護者の就業等の理由によって家庭での保育が困難な場合に、病児保育を実施します。 ● 病児保育事業を利用した場合、その利用料の一部について助成します。	住民生活課
保育士等の研修の充実	● 保育士及び幼稚園教諭の専門性の向上を図るため、各種研修の情報提供や、研修に参加しやすい環境づくりに努めます。	住民生活課 学校教育課

主な施策	取組内容	担当
産前・産後サポート事業	● 保健師、助産師、栄養士等による相談を育児教室で実施します。 ● チラシ・広報等による周知を図ります。	健康保険課
子育て支援センター事業の推進	● 子どもの心と身体の健やかな育ちを支援し、安心して子育てができるよう、子育ての広場事業、こども療育広場事業、子育て相談事業を実施します。	住民生活課 学校教育課
ファミリー・サポート・センターの利用促進	● おおむね生後3か月から15歳までの子どもを対象に、会員制で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの利用促進を図ります。	住民生活課
障害児保育の充実	● 障害のある子、発達の違いになる子の適切な受入れを、幼稚園や保育所等に対して協力を求めています。	住民生活課 学校教育課
こども誰でも通園制度	● 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援するため、保育所等に通所していない3歳未満児までの未就園児を、月一定時間までの利用枠の中で預かる「こども誰でも通園制度」について、令和8年度の実施に向けて検討を進めます。	住民生活課

(2) 放課後児童対策の充実

主な施策	取組内容	担当
放課後児童クラブにおける必要定員の確保	● 村内の学童保育所において、地域の保育需要に応じた定員の確保に努めます。 ● 国の示す「放課後児童対策パッケージ2025」を踏まえ、放課後児童クラブの充実等に努めます。	住民生活課
放課後子ども教室	● 放課後わくわくサポーターの協力のもと、子どもたちが様々な体験ができる場となるよう継続していきます。	生涯学習課

（３）子育て家庭への各種支援制度の充実

主な施策	取組内容	担当
出産育児一時金	● 国民健康保険被保険者に対し、国の制度に基づき、出産時に出産費用として１人の子どもにつき50万円を支給します。	健康保険課
子どもの福祉医療	● 高校３年生相当までの子どもを対象に、医療費（保険適用分）の一部を助成します。	健康保険課
経済的支援の充実	● 18歳以下の子どもが３人以上いる場合、第３子以降の子どもを対象に、村内の幼稚園、保育所等の給食費を無償とします。 ● 18歳に達する日以降の最初の３月31日までの子どもを養育している保護者を対象に、児童手当を支給するほか、国・県等の経済的な支援制度の利用を促進します。 ● 満３歳未満児を対象に、保育料の一部を村独自に補助します。 ● 小学校６年生までの子どもを養育している保護者を対象に、児童手当を支給するほか、国・県等の経済的な支援制度の利用を促進します。	住民生活課 学校教育課
	● 妊娠期からの切れ目ない支援を行うとともに、妊婦支援給付金（現在の出産子育て応援給付金）を支給します。 ● 令和６年４月から低所得者の妊婦に対して、医療機関等における初回産科受診の費用を助成します。 ● 令和６年４月から０～２歳児の児童発達支援等の利用料を無償化します。	健康保険課

(4) 障害のある子どもや家庭への支援

主な施策	取組内容	担当
早期療養相談・指導等の充実	● 1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診等を行い、必要に応じて療育相談・指導、各園との情報共有など、早期療育の充実を図ります。	住民生活課 健康保険課 学校教育課
諸制度の周知徹底と相談の充実	● 関係機関と連携し、障害のある子どもや家庭の支援に関する諸制度の周知徹底と相談の充実に努めます。	住民生活課 健康保険課
国の制度に対応した円滑なサービスの提供	● 関係機関と連携し、障害のある子どもに関する諸制度の周知と利用の促進を図ります。	健康保険課
医療費の助成の実施	● 各種障害の種類や程度に応じた医療費（保険適用分）の一部を助成します。	健康保険課

(5) ひとり親家庭への支援

主な施策	取組内容	担当
ひとり親家庭の自立支援の促進	● 自立に向けた相談、就業支援等を行うとともに、ひとり親家庭支援事業等の県実施事業に関する情報提供を行います。	住民生活課
ひとり親家庭等への医療費助成	● ひとり親家庭、父母のいない子どもについて、高校3年生相当までの子ども及びその扶養者の医療費（保険適用分）の一部を助成します。	健康保険課
自立支援教育訓練給付事業	● 就業のための資格取得を目指す人に対し、給付を行います。	福祉事務所
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	● ひとり親家庭における子どもの経済的な自立を支援するため、貸付けを行います。	福祉事務所

(6) 子どもの貧困対策の推進

主な施策	取組内容	担当
親に対する就労支援	ひとり親家庭、生活困窮者及び生活保護受給者の就労支援について、母子・父子自立支援員や就労支援員による支援のほか、ハローワーク等と連携し、きめ細かな自立・就労支援に努めます。	住民生活課
就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、クラブ活動費、修学旅行費等の就学に必要な援助を行います。	学校教育課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行うほか、就労を目指す生活困窮者等に寄り添い型の就労支援を行い、自立の促進を図ります。	住民生活課
居場所づくり	こども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携等を推進するため、定期的に各団体とこども家庭センターとの連絡会を開催します。	生涯学習課

(7) その他、支援が必要な子どもや家庭への支援

主な施策	取組内容	担当
社会的養育が必要な子どもへの支援	- 保護者のいない児童、保護者が何らかの理由で育てることが困難で保護や養育が必要な子どもへの支援として、県の児童相談所を紹介する窓口となり、里親制度の利用等につなげます。 - 児童養護施設を始めとする社会的養護施策を実施する各施設等との連携を図ります。	住民生活課
外国につながる子どもへの支援	海外から帰国した子ども、外国人の子ども、両親が国際結婚の子ども等、外国につながる子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携して必要な調整を行います。	住民生活課 学校教育課

主な施策	取組内容	担当
ヤングケアラーへの支援	● ヤングケアラーが自ら気軽に悩みなどを相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。 ● 各学校においては、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、安心して相談できる場となるよう、情報共有や関係機関との連携など、適切な対応ができる体制づくりを進めます。	住民生活課
	● 家事や家の手伝いを頑張る子どもたちを支援するため、訪問支援員がヤングケアラーのいる家庭を訪問し、そうじ、洗濯、買物、介護などをお手伝いします。 ● 関係機関・団体等が連携しながら、ヤングケアラーへの適切な支援につなげていきます。	住民生活課 健康保険課

(8) 相談・情報提供の充実

主な施策	取組内容	担当
利用支援	● 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、住民生活課を総合窓口として関係機関との連絡調整等を行います。	住民生活課
情報提供・相談支援体制の充実	● 保健相談センター（子育て世代包括支援センター）、地域子育て支援センター、役場窓口等における相談・情報提供体制の充実を図ります。	住民生活課 健康保険課 学校教育課
	● 幼稚園や保育所等において、子育てや発達・成長に関わる情報提供や相談・面談を行います。また、関係機関との連携を強化し、必要に応じて適切な支援への橋渡しをします。	住民生活課 学校教育課
	● 「子育て支援ガイド」の内容の充実を図るとともに、ホームページの活用等を検討します。	住民生活課 健康保険課 学校教育課

主な施策	取組内容	担当
(つづき)	● 児童相談所における24時間相談ダイヤルの周知をします。	住民生活課
	● 子どもに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知らせします。	健康保険課
子育ての学習の 機会の充実	● 子育て中の家族が楽しみながら交流を図ることができるようなイベント（しんとうママフェス等）を開催します。	生涯学習課
	● 幼稚園や保育所等において、保育参観、保護者参加型の園行事など、子育てに資する学びが得られるような機会を提供します。 ● 主体的に活動する楽しさを体験できる取組や、組織的な活動により、社会に貢献できる喜びを感じる機会をPTA活動・保護者会活動を通じて提供します。	住民生活課 学校教育課

4-2-3 ゆとりのある子育て環境づくり

子育てしながら働きやすい環境の整備や、再就職の支援、家庭における男女の役割分担の見直しを通して、男女がともに子育てに参画し、子育ての大切さや楽しさを理解できるよう啓発していきます。

(1) 男女共同による子育ての促進

主な施策	取組内容	担当
男女共同参画社会基本法の周知	● 男女がともに家族の構成員として互いに協力していくことを定めた男女共同参画社会基本法や、男女参画基本計画について、ホームページ等を通じて周知を図ります。	住民生活課
子育てを社会全体で支える意識の向上	● 子育ての当事者層だけでなく、地域社会全体に向けて子育て支援の普及啓発等を行うことで、子育てを応援しようという意識の向上を図ります。	学校教育課 生涯学習課
	● 両親学級を開催し、父親となる男性に対して参加を呼びかけます。	健康保険課

(2) 子育て交流

主な施策	取組内容	担当
保護者の交流と学び合いの場の提供	● 育児教室の周知とともに、内容の充実に努め、保護者の交流を図ります。	健康保険課
	● 保護者同士の交流が子育てに関する学びにつながるよう、子育て支援センターの活動や懇談会の話題などを工夫します。	学校教育課
	● 保護者同士の交流が進むよう、PTAの組織や活動内容、園行事などを工夫します。	
	● 民生委員・児童委員等の協力を得ながら、子育て交流サロンを開催します。	住民生活課 健康保険課
子育ての学習の機会の充実	● 乳幼児と保護者を対象に、季節の遊びや親子での活動、育児相談等、幼稚園・認定こども園、保育所のノウハウを生かした子育て支援事業（子育て支援センター）を行います。	住民生活課 学校教育課

基本目標 3

地域社会が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

4-3-1 安全で安心な環境づくり

子どもを狙った犯罪や交通事故が増加しています。また、子どもを連れて外出する際に不安を抱えている保護者も多く見られることから、安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

また、子どもや子育て家庭が地域で安心して生活できるよう、保育施設や教育施設等の安全対策を進めるとともに、妊婦や子ども連れ等のあらゆる人が、安心して外出できる生活環境の整備を進めていきます。

(1) 交通安全・防犯対策の推進

主な施策	取組内容	担当
子どもの交通事故のないむらづくりの推進	● 幼児・児童・生徒に対し、交通安全教室や警察官からの直接指導の機会を設けるとともに、道路の安全な歩き方等、交通安全教育の充実を図ります。	学校教育課
	● P T Aや関係機関等と連携し、通学路の危険箇所の発見に努めるとともに、関係機関で情報を共有し連携を強化します。 ● 登下校時の児童・生徒の集合場所の点検を実施し、安全確保に努めます。 ● 必要に応じて、通学路の変更等を検討します。	総務課 住民生活課 建設課 学校教育課
スクールゾーンの整備	● 小学校周辺道路のグリーンベルトの塗布等、スクールゾーン表示の整備を進めるとともに、住民への周知を図ります。	総務課 住民生活課 建設課 学校教育課

主な施策	取組内容	担当
子どもを犯罪から守るむらづくり	● 通学路等に設置された防犯灯、防犯カメラ、緊急通報装置等の適切な維持管理に努めます。 ● 安全・安心メール（小中学校連絡メールシステム）の利用登録の周知を図ります。また、幼稚園、保育所、学童保育所等とも情報共有が図れるように、メールシステムの充実策についても検討していきます。 ● 保護者連絡アプリを通じて各種情報等を発信し、子どもたちが安心して生活できる環境をつくれます。	総務課 住民生活課 学校教育課
	● 各種青少年健全育成団体（青少推、青少健、小中PTA、駐在所連協、少年補導員・安全推進員）による村内定例巡視の実施や、夏・冬の長期休業中の特別巡視を通して、子どもの見守り体制の確保に努めます。 ● 各種青少年健全育成団体の協力を得て「子ども安全協力の家」を整理・開拓し、プレートを刷新するなど、緊急時の子どもを支援する体制を整え、子どもを見守る地域づくりを推進していきます。	生涯学習課

（２）子育てにやさしい環境の整備

主な施策	取組内容	担当
子育てバリアフリー化の推進	● 地域住民の要望をもとに計画した歩道のバリアフリー化事業を進めます。	総務課 住民生活課 建設課 学校教育課

4-3-2 子育ての地域ネットワークづくり

子育て家庭だけでなく、高齢者も含めて見守りや支え合いにより、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域で知り合う機会を充実し、結びつきを強化します。

また、子育て家庭が安心して生活できる環境をつくるため、村だけでなく、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域住民、警察等の関係機関と連携し、子どもを犯罪等の被害から守るための取組を推進します。

(1) 地域の結びつきの強化

主な施策	取組内容	担当
子育て支援ボランティアの育成	● P T A活動や子ども会活動など、地域や社会情勢の変化に注視しながら、子育て支援・ボランティアの育成に努めます。	生涯学習課
	● 地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を積極的に推進します。	学校教育課 生涯学習課
世代間交流事業の推進	● 各地域や保育所等・幼稚園・学校等における、昔からの遊びや生活の知恵、地域の伝統文化、田植等の産業文化を伝承する世代間交流活動を促進します。 ● 村づくり祭、運動会、文化祭、季節行事などのイベントを通して、世代間の交流を促進します。	住民生活課 学校教育課 生涯学習課
子どもを見守る地域づくりの推進	● 挨拶運動を行うとともに、地域の子どもの住民みんなで育てることの重要性を啓発する取組を促進します。	住民生活課 学校教育課

(2) 家庭と地域で取り組む児童の健全育成

主な施策	取組内容	担当
児童の健全育成	● 青少年健全育成に関する関係団体の協力を得ながら、村内パトロールやインターネットを安全・安心に使うための心構えについての周知を図ります。	総務課 生涯学習課
「おぜのかみさま」県民運動の推進	● スマートフォンやインターネットに関連する新たな青少年問題に対応することを目的に「おぜのかみさま県民運動」を推進します。	生涯学習課

第5章 子ども・子育て支援制度の目標設定

5-1 子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	
	幼稚園	
	保育所(園)	
	認定こども園	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付	
地域子ども・子育て支援事業	小規模保育	
	家庭的保育	
	居宅訪問型保育	
	事業所内保育	
	子育てのための施設等利用給付(認可外保育施設、預かり保育等の利用、未移行の幼稚園)	
	子どものための現金給付(児童手当)	
	(1)利用者支援事業	
	(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	
	(3)妊婦健康診査	
	(4)乳児家庭全戸訪問事業	
	(5)養育支援訪問事業等	
	(6)子育て短期支援事業	
	(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
	(8)一時預かり事業	
	(9)時間外保育事業(延長保育事業)	
	(10)病児保育事業	
	(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	(14)妊婦等包括相談支援事業	
	(15)産後ケア事業	
	(16)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
	(17)子育て世帯訪問支援事業	
	(18)児童育成支援拠点事業	
	(19)親子関係形成支援事業	

5-2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の記載が必要です。

本村では、一部の地域で人口増が見られるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言いえないことから、榛東村全域とします。

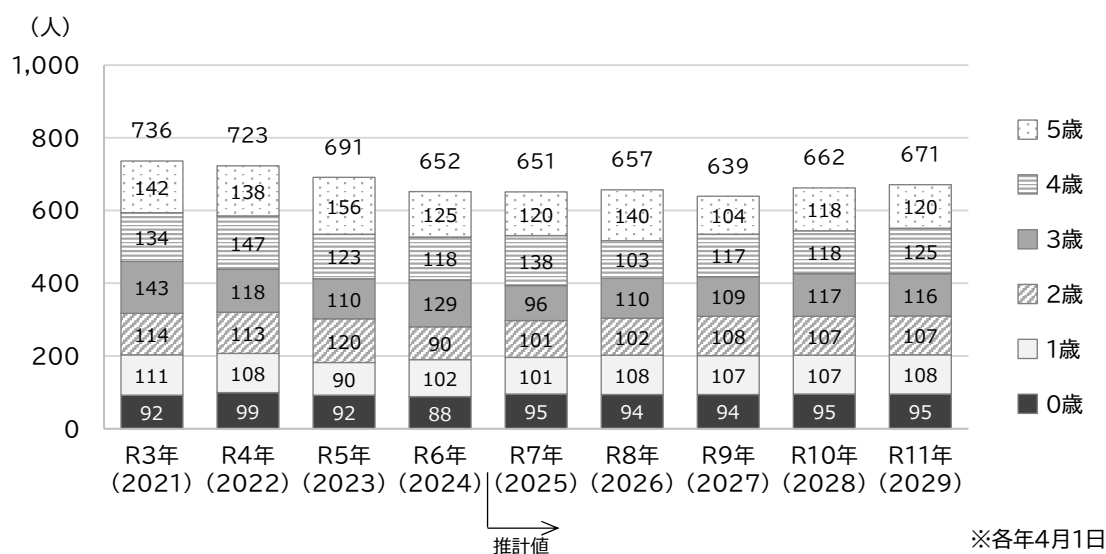
5-3 計画期間における子どもの人口推計結果

「量の見込み」や「確保方策」の設定に必要な子どもの人口推計は、直近の住民基本台帳人口や出生率を踏まえて算出しました。

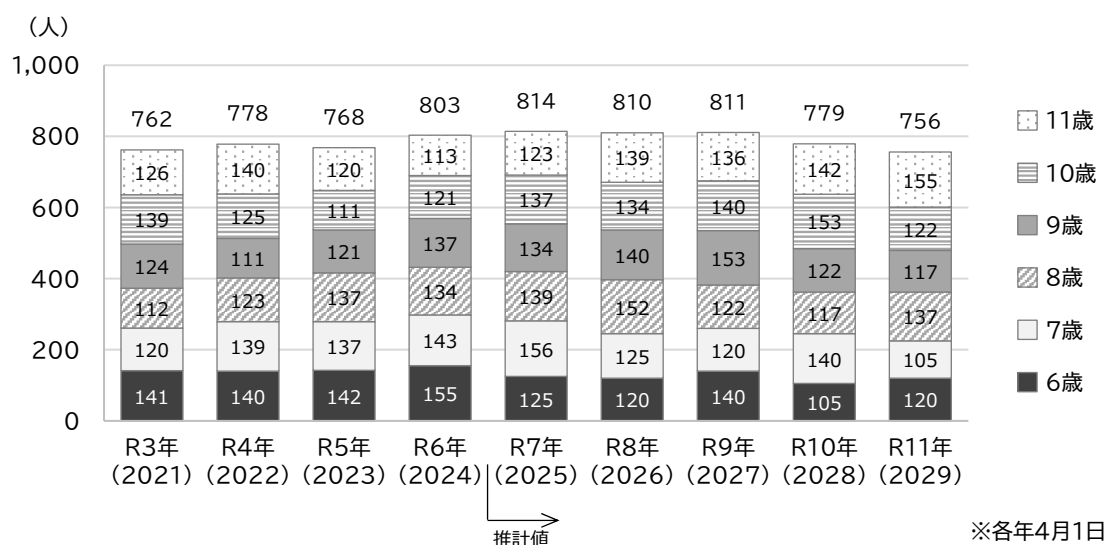
※R5→6年の男女別・各歳別変化率を用いてコーホート変化率により算出

※0歳児の推計は、R3年度から R5年度までの平均出生率を求め、R7年度以降の当該女性人口（推計値）に乘じて各年度の人数を算出

① 0～5歳人口



② 6～11歳人口



5-4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育給付認定と利用可能施設等について

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で給付する仕組みとなっています。

給付認定は、次の1号から3号の区分で行われます。

給付認定		保育の必要性	主な対象家庭	利用可能施設等
1号	3～5歳	なし	専業主婦（夫）家庭、 就労時間が短い家庭	- 認定こども園（幼稚園部） - 幼稚園
2号		あり	共働きの家庭	- 認定こども園（保育所部） - 認可保育所 - 企業主導型保育施設の地域枠
3号	0～2歳		共働きの家庭	- 認定こども園（保育所部） - 認可保育所 - 地域型保育事業 - 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） - 企業主導型保育施設の地域枠

※企業主導型保育施設

企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設

※一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

幼稚園において保育を必要とする2歳児等を定期的に受入れる事業

(2) 年度ごとの量の見込みと確保方策

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

第3期計画
● 既存施設の定員の調整・見直し等により、受入れ体制の整備と確保に努めます。 ● 利用が増加傾向にある3歳未満児の受入れについて、調整を図りながら拡充に努めます。 ● 保育の多様化を踏まえ、特に保育の質の確保に注力し、保育サービス第三者評価の受審や認可保育所内での自己評価を推進します。 ● 保育料について、国の動向等を注視しながら、子育て世帯への経済的支援に努めます。

令和 7 年度(2025)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			354		95	101	101
量の見込み①			98	229	22	63	86
確保方策	施教 設備・ 保育	認定こども園	45	174	28	49	79
		幼稚園	85	—	—	—	—
		認可保育所	—	72	6	9	18
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
		村外(広域利用の委託)	20	20	5	5	10
確保方策の合計②			150	266	39	63	107
過不足②－①			52	37	17	0	21

令和 8 年度(2026)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			353		94	108	102
量の見込み①			96	228	22	67	87
確保方策	施教 設備 保育	認定こども園	45	174	28	49	79
		幼稚園	85	—	—	—	—
		認可保育所	—	72	6	9	18
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
		村外(広域利用の委託)	20	20	5	5	10
確保方策の合計②			150	266	39	63	107
過不足②－①			54	38	17	-4	20

令和9年度(2027)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			330		94	107	108
量の見込み①			91	212	22	66	92
確保方策	施設 設 育・ 保 育	認定こども園	45	174	28	49	79
		幼稚園	85	—	—	—	—
		認可保育所	—	72	6	9	18
	保地 育域 事 業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
		村外(広域利用の委託)	20	20	5	5	10
確保方策の合計②			150	266	39	63	107
過不足②－①			59	54	17	-3	15

令和10年度(2028)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			353		95	107	107
量の見込み①			96	228	22	66	92
確保方策	施設 教育・ 保育	認定こども園	45	174	28	49	79
		幼稚園	85	—	—	—	—
		認可保育所	—	72	6	9	18
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
		村外(広域利用の委託)	20	20	5	5	10
確保方策の合計②			150	266	39	63	107
過不足②－①			54	38	17	-3	15

令和 11 年度(2029)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			361		95	108	107
量の見込み①			99	232	22	67	92
確保方策	施設 教育・ 保育	認定こども園	45	174	28	49	79
		幼稚園	85	—	—	—	—
		認可保育所	—	72	6	9	18
	保地 育域 事業型	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
		村外(広域利用の委託)	20	20	5	5	10
確保方策の合計②			150	266	39	63	107
過不足②－①			51	34	17	-4	15

5-5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を基本に、各段階に応じた多様なサービスを選択できるよう、関係機関や地域と協働して取組を進めます。

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

（1）利用者支援事業

子育て家庭の保護者や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健・福祉・医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の支援とともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

＜本村の現状＞

子育て家庭がワンストップで気軽に相談できる場所として、令和2年度に「子育て世代包括支援センター」を保健相談センター内に開設し、全ての妊婦を対象に、妊娠・出産・子育てまでの支援プランを作成し切れ目のない相談支援を行うほか、ニーズに即した必要なサービスや支援が利用できるよう、保健・福祉・医療等の関係機関との連携を図っています。

第2期計画の実績

（単位：か所）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	1	1	1	1

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 子ども・子育てに関する総合相談窓口として、個別ニーズの把握に努めながら、利用者の立場に立ち、より充実した利用者支援を行います。
- 各関係機関等との連携・調整に努め、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- 子育て世代包括支援センターと児童福祉機能(家庭児童相談事業等)を一体的に運営し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持並びに増進に関する包括的支援や、全ての子どもと家庭に対し、虐待の予防的な対応から各家庭に応じた支援まで切れ目なく対応するため、令和8年度を目標に「こども家庭センター」の開設を目指します。
- 児童福祉法の改正に伴い整備が努力義務となった、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の開設について、人材確保・育成等の課題解決に向けた検討を行います。

第3期計画における確保方策

(単位:か所)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感の解消に向けて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談等の支援を行う事業です。

＜本村の現状＞

本村には、子育て支援センターが計5か所あり、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等を実施しています。

第2期計画の実績

（単位：か所、人回/年）

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	5	5	5	5	5
延べ利用回数	7,366	6,246	4,738	4,632	4,500

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- 各子育て支援機関等と連携することにより、育児相談及び遊びの提供など、多様な子育て支援活動を実施し、子育て親子が集う場として魅力ある場所になるよう努めます。

第3期計画における確保方策

（単位：か所、人回/年）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		5	5	5	5	5
延べ利用回数	量の見込み	4,773	4,886	4,966	4,966	4,982
	確保量	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500

(3) 妊婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査の費用を助成する事業です。

<本村の現状>

妊婦一人につき、妊婦健康診査受診票 14 回分と、産婦健康診査受診票 2 回分を交付しています。多胎妊婦の場合は、妊婦健康診査受診票 14 回分終了後に使用できる、追加の受診票 5 回分を交付しています。

また、県外で出産予定の妊婦に対しても、出産後本人に対し助成の範囲内で償還払いを行っています。

第2期計画の実績

(単位:件/年、人回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
受診票交付件数	1,399	1,235	1,455	1,332	1,300
延べ受診回数	1,058	1,076	1,124	1,017	1,000

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後も妊婦健康診査受診票等の交付により、受診につながり、母体及び胎児の健康を守る取組を継続していきます。

第3期計画における確保方策

(単位:件/年、人回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
受診票交付件数	量の見込み	1,403	1,389	1,389	1,403	1,403
	確保量	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
延べ受診回数	量の見込み	1,080	1,068	1,068	1,080	1,080
	確保量	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。

＜本村の現状＞

助産師や保健師が生後３か月頃までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行っています。

第2期計画の実績

(単位:件/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	72	66	80	88	80

※R6年度は見込み

＜第３期計画＞

- 現在の体制を維持しながら、安心して子育てしていけるよう、心身のケアや育児相談などの支援を継続していきます。

第3期計画における確保方策

(単位:件/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	86	85	85	86	86
	確保量	110	110	110	110	110

(5) 養育支援訪問事業等

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問時の状況などから、支援が必要な家庭を把握し、ケースに応じて最適な専門職（助産師、保健師、保育士、栄養士等）が家庭訪問し、相談や助言その他必要な援助を行う事業です。

<本村の現状>

本村では、本事業としては実施せず、必要に応じて保健師等が家庭訪問を行っています。

一方、児童相談所や福祉事務所、保健所、警察署、医師会、小中学校、認可保育所・認定こども園・幼稚園、人権擁護委員、民生委員児童委員、母子保健推進員及び庁内関係部署の各関係機関により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議のほか、定期的に支援内容の検討を行う「実務者会議」、個別に検討が必要なケースについての「随時ケース検討会議」を開催しています。

第2期計画の実績(会議)

(単位:回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
要保護児童対策地域協議会の開催回数	12	12	12	12	12
ケース検討会の開催回数	18	63	58	81	200

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後も養育支援訪問事業の実施は想定していませんが、児童相談所を始め関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化していきます。
- 虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。

第3期計画における確保の方策(会議)

(単位:回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み	要保護児童対策地域協議会の開催回数	12	12	12	12	12
	ケース検討会の開催回数	200	200	200	200	200

（６）子育て短期支援事業

安心して子育てができる環境づくりの一環として、保護者のレスパイトケア（リフレッシュ）のほか、疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業です。育児負担の軽減等により、児童虐待の防止にも寄与しています。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の２種類があります。

＜本村の現状＞

本村単独での事業の実施は困難であることから、現在は実施していません。

＜第３期計画＞

- ニーズの把握を行いながら、近隣市町との連携により、提供体制を検討します。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学前児童や小学校児童を対象とした子育て中の保護者（利用会員）、預かり等の援助を行う人（援助会員）による相互活動の連絡・調整を行う事業です。

＜本村の現状＞

令和５年度の登録会員は８５人で、まかせて会員（協力会員）は１７人、おねがい会員（利用会員）は６１人、協力兼利用会員は７人となっています。

近年、依頼会員の登録件数が増加しており、子育て援助活動事業に対する需要が増加しています。

第２期計画の実績

（単位：人／年、人日／年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
会員状況	利用会員数	66	66	66	68	69
	協力会員数	19	17	17	17	17
利用状況	実利用者数	5	3	5	6	2
	延べ利用日数	37	37	41	41	50

※R6年度は見込み

※協力兼利用会員は利用会員に計上

<第3期計画>

- 今後も利用会員と協力会員の確保に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:人/年、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実利用者数	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保量	3	3	3	3	3
延べ利用日数	量の見込み	50	50	50	50	49
	確保量	75	75	75	75	75

(8) 一時預かり事業

一般型は、保護者の仕事や傷病など、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった認可保育所や認定こども園に入所していない乳幼児について、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園型は、認定こども園や幼稚園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施する事業です。

<本村の現状>

一般型、幼稚園型ともに、それぞれ計4か所で実施しています。

第2期計画の実績(一般型)

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認定こども園	2	2	2	2	2
	認可保育所	0	1	1	1	2
延べ利用日数	認定こども園	157	238	480	230	250
	認可保育所	0	91	74	183	100

※R6年度は見込み

第2期計画の実績(幼稚園型)

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認定こども	2	2	2	2	2
	幼稚園	2	2	2	2	2
延べ利用日数		6,954	6,853	6,902	6,835	6,860

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 一般型、幼稚園型ともに今後も事業を継続するとともに、現在の供給体制を維持しながらニーズに対応していきます。

【一般型】

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	認定こども園	3	3	3	3	3
	認可保育所	1	1	1	1	1
延べ 利用日数	量の見込み	371	380	386	386	388
	確保量	認定こども園	300	300	300	300
		認可保育所	100	100	100	100

【幼稚園型】

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	認定こども園	3	3	3	3	3
	幼稚園	1	1	1	1	1
延べ 利用日数	量の見込み	6,528	6,510	6,085	6,510	6,657
	確保量	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもを対象に、通常の利用日・時間外に、認可保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

<本村の現状>

計4か所で実施しています。延長時間は1時間で19時00分まで利用できます。

第2期計画の実績

(単位:か所、人日/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	3	3	3	3	4
延べ利用日数	165	198	175	143	180

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後も事業を継続するとともに、現在の供給体制を維持しながら、ニーズに対応していきます。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人日/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		認定こども園	3	3	3	3	3
		認可保育所	1	1	1	1	1
延べ 利用日数	量の見込み		180	181	176	183	185
	確保量	認定こども園	150	150	150	150	150
		認可保育所	50	50	50	50	50

(10) 病児保育事業

病気の治療・回復期にある子ども（病児）について、病院や認定こども園等に付設された専用スペースで、保育士・看護師が一時的に保育を行う事業です。

<本村の現状>

病後児保育施設「こもれび」(榛東中央こども園隣地)で病後児対応型を実施するとともに、計4か所の認定こども園等で体調不良児対応型を実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	病児対応型	0	0	0	0	0
	病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	2	3	3	3	4
	訪問型	0	0	0	0	0
延べ利用日数		639	968	1,011	1,029	1,102

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後も事業を継続するとともに、現在の供給体制を維持しながら、ニーズに対応していきます。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	病児対応型	0	0	0	0	0
	病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	4	4	4	4	4
	訪問型	0	0	0	0	0
延べ利用日数	量の見込み	1,100	1,110	1,080	1,119	1,134
	確保量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間は留守家庭となる小学校児童を対象に、安全な居場所づくり、異年齢者との関わりを通して自主性・社会性を養う活動を行う事業です。

<本村の現状>

計7か所で放課後児童クラブを実施しています。学校のある平日は下校時から19時まで、土曜日や夏季休業日などは8時から19時まで利用できます。

第2期計画の実績

(単位:か所、人/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数		5	5	6	6	7
定員数		225	225	270	270	315
申込者数		221	234	266	274	299
実利用者数	1年生	58	76	77	72	96
	2年生	49	53	73	74	66
	3年生	42	45	45	63	63
	4年生	36	29	34	34	43
	5年生	20	22	23	21	22
	6年生	16	9	14	10	9
	計	221	234	266	274	299

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 放課後の子どもの居場所は、教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、住民ニーズを見極めながら、必要な整備を行います。
- 適切な事業の運営体制が整備されるよう、必要な情報を提供します。
- 発達に不安のある子どもや、特別な支援や配慮が必要な子どもの利用が増加傾向にあることから、小学校等関係機関と連携を図りながら対応していきます。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
子どもの推計人数			814	810	811	779	756
実施か所数			8	8	8	8	8
実利用者数	量の見込み	1年生	77	74	87	65	74
		2年生	72	58	55	65	48
		3年生	65	71	57	55	64
		4年生	42	44	48	38	37
		5年生	25	24	25	28	22
		6年生	10	11	11	11	12
		計	291	282	283	262	257
	確保量		350	350	350	350	350

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<本村の現状>

現在、該当事業は実施していません。

<第3期計画>

- 教育・保育施設の保育料については、国が定める公定価格をもとに村が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定していますが、実費徴収についても低所得者の負担軽減策の1つとして実現可能か検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

<本村の現状>

現在、該当事業は実施していません。

<第3期計画>

- 今後、3歳未満児の入所希望の増加の状況により、既存の施設での確保が困難になると見込まれる場合には、具体的な対応の検討を行います。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、妊婦の心身の状況や環境等の把握を行い、子育て等の情報提供、相談に応じるとともに、必要な援助を行う事業です。

<本村の現状>

子育て世代包括支援センターにおいて、全ての妊婦を対象に妊娠期から切れ目のない相談支援を行い、子育て家庭の不安や孤独感の軽減を図っています。

<第3期計画>

- 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない相談支援を行い、ニーズに即した必要なサービスや支援につなげる妊婦等包括相談支援（伴走型支援）を継続します。

第3期計画における確保方策

(単位:件/年、回/一人当たり、回/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
面談実施 延べ回数	量の見込み	妊婦届出数	100	100	100	100	100
		一人当たりの 面談回数	2	2	2	2	2
		合計面談回数	200	200	200	200	200
	確保量		200	200	200	200	200

(15) 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、助産師等が体調管理や育児方法等について相談・助言を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行う事業です。

＜本村の現状＞

委託医療機関等において、産後5か月未満の母親と子を対象に、心身のケアや子育て支援等を行い、母親の体調回復、授乳や育児の不安軽減を図っています。

＜第3期計画＞

- 産後の母親の体調が良好に回復し、安心して子育てしていけるよう、また、子どもの健やかな成長に向けて、心身のケアや子育てサポートなどの支援を継続します。

第3期計画における確保方策

(単位:人日/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ 利用日数	量の見込み	短期入所型	10	10	10	10	10
		通所型	18	18	18	18	18
		訪問型	2	2	2	2	2
		計	30	30	30	30	30
	確保量		30	30	30	30	30

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

※本事業は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」となります。

＜第3期計画＞

- 令和8年度からの事業実施に向けて、必要な受入れができるよう、実施体制の確保に努めます。

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
利用者数	量の見込み	0歳	—	10	10	10	10
		1歳	—	10	10	10	10
		2歳	—	10	10	10	10
		計	—	30	30	30	30
	確保量	0歳	—	10	10	10	10
		1歳	—	10	10	10	10
		2歳	—	10	10	10	10
		計	—	30	30	30	30

(17) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）に、世帯を訪問して子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

<第3期計画>

- 現時点で実施予定はありませんが、計画見直しの際に必要性を再検討します。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の子どもを対象に、子どもの居場所や生活の場を提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。

<第3期計画>

- 現時点で実施予定はありませんが、計画見直しの際に必要性を再検討します。

(19) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

<第3期計画>

- 現時点で実施予定はありませんが、計画見直しの際に必要性を再検討します。

5-6 その他の推進方策

（１）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、幼児期の教育・保育は、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うことが求められます。そこで、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

（２）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

村は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

（３）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する群馬県が行う施策との連携

村は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児等の特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

（４）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

村は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施では、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法を検討し、実施していきます。

また、施設の確認や公示、指導監査等に当たっては、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等について、今後も県に協力を要請しながら適正な制度運営が図られるよう努めます。

第6章 計画の推進体制

6-1 計画の推進体制

本計画の推進に当たって、村内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、住民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

6-2 進捗状況の管理

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。

また、大きな修正・変更が必要となった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

資料編

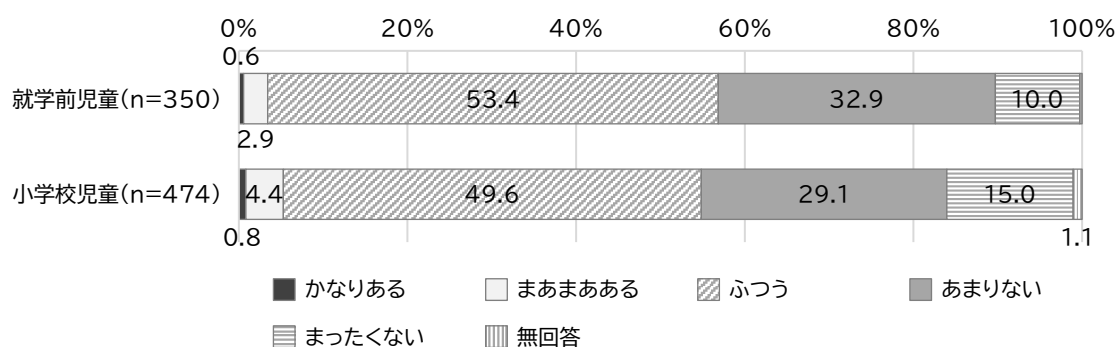
1 アンケート調査結果の概要

(1) 世帯の経済的なゆとり

問 あなたの世帯では、現在の生活に経済的なゆとりがありますか。

就学前児童、小学校児童ともに「ふつう」が最も高く、次いで「あまりない」、「まったくない」と続いています。

「あまりない」と「まったくない」を合わせた“余裕なし”は、就学前児童が42.9%、小学校児童が44.1%となっています。

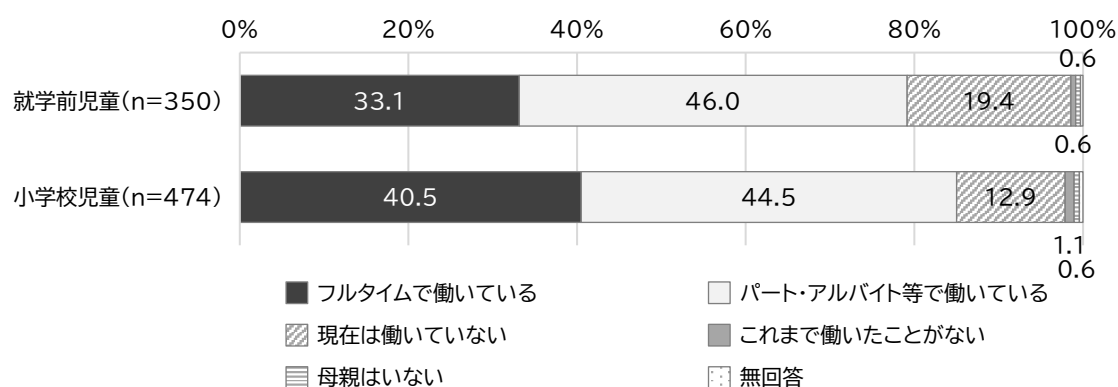


(2) 母親の就労状況

問 宛名のお子さんの母親は、現在働いていますか。
※フルタイム、パート・アルバイト等には、産休・育休・介護休暇中を含む

就学前児童、小学校児童ともに「パート・アルバイト等で働いている」が最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が続いています。

「フルタイムで働いている」と「パート・アルバイト等で働いている」を合わせた“就労している”は、就学前児童が79.1%、小学校児童が85.0%となっています。

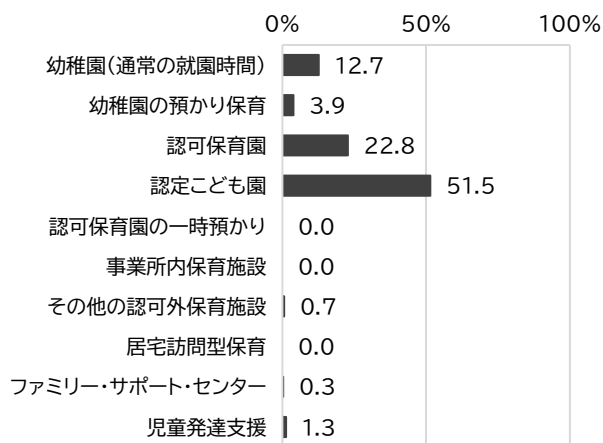


（３）定期的に利用している子育て支援サービス（就学前児童）

問 どのような子育て支援サービスを利用していますか。
※定期的に子育て支援サービスを利用している人のみ

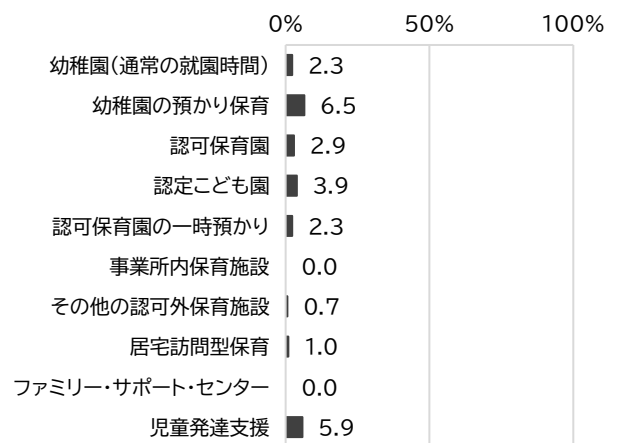
“毎日利用している”では、「認定こども園」が 51.5%、「認可保育園」が 22.8%、「幼稚園（通常の就園時間）」が 12.7%となっています。

【毎日利用している】



就学前児童(n=307)

【毎日ではないが、利用している】



就学前児童(n=307)

【利用したいが利用できていない】



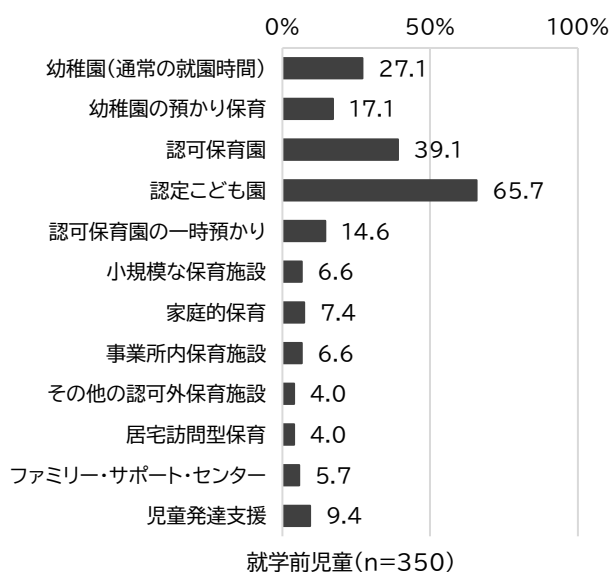
就学前児童(n=307)

（４）定期的に利用したい子育て支援サービス（就学前児童）

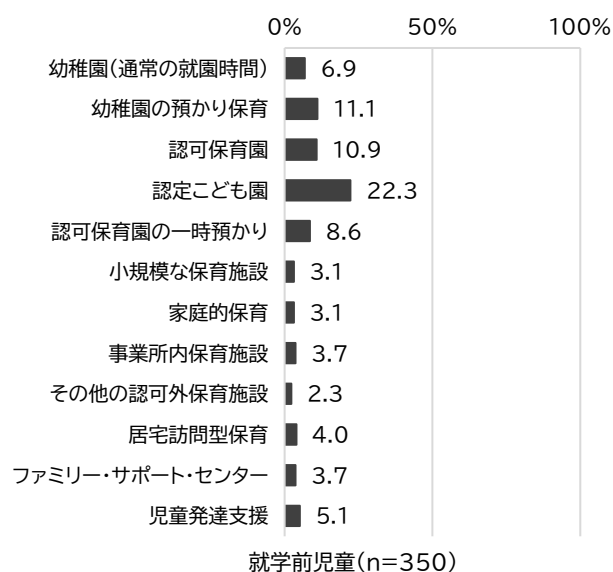
問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんは、いつ「定期的に」子育て支援サービスを利用したい(利用したかった)ですか。

“平日”では、「認定こども園」が65.7%で最も高く、次いで「認可保育園」が39.1%、「幼稚園（通常の就園時間）」が27.1%となっています。

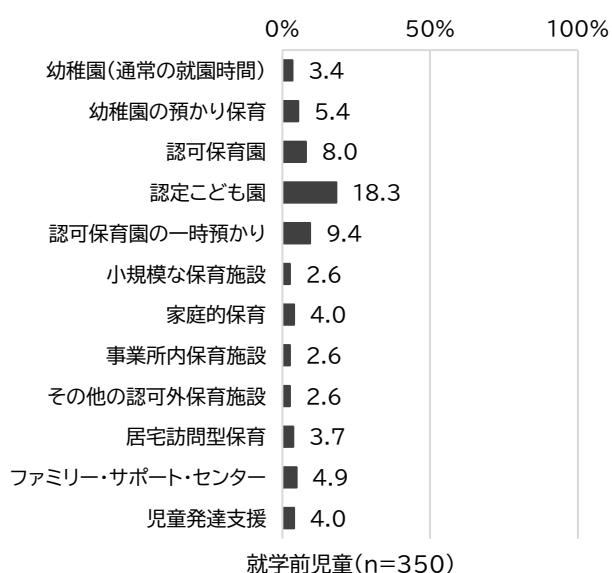
【平日】



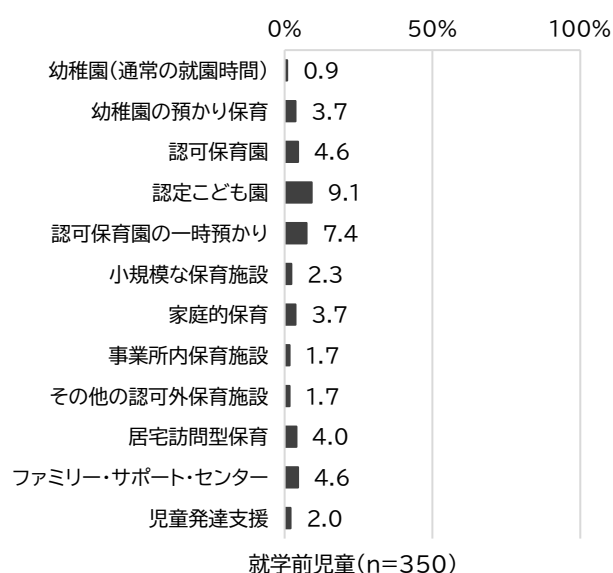
【長期休暇期間中】



【土曜日】



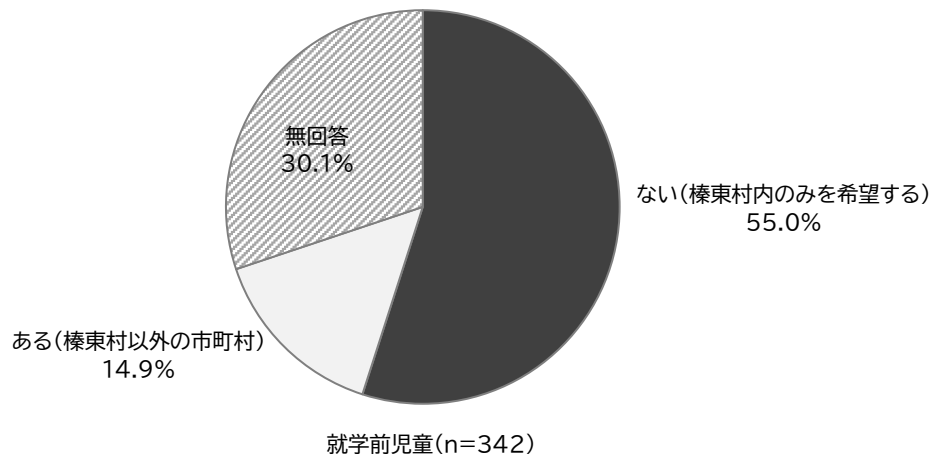
【日曜日・祝日】



（５）定期的に子育て支援サービスを利用したい場所（就学前児童）

問 子育て支援サービスを利用したい場所は、榛東村以外の市町村にご希望がありますか。
※定期的に子育て支援サービスを利用したい人のみ

「ない（榛東村内のみを希望する）」が 55.0%、「ある（榛東村以外の市町村）」が 14.9% となっています。

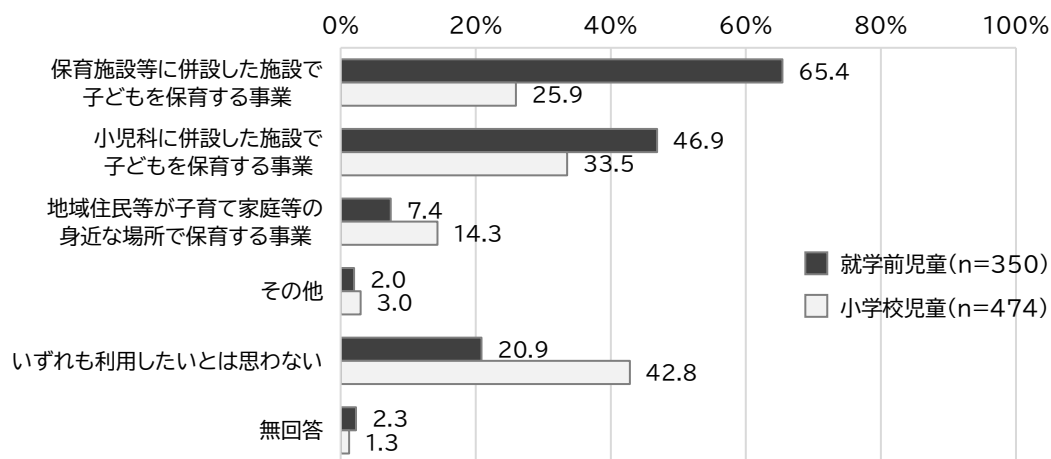


（６）子どもが病気のとくに利用したい病児・病後児のための事業

問 今後、宛名のお子さんが病気やけがの際、利用したい病児・病後児のための事業はありますか。

就学前児童では、「保育施設等に併設した施設で子どもを保育する事業」が 65.4%、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 46.9% となっています。

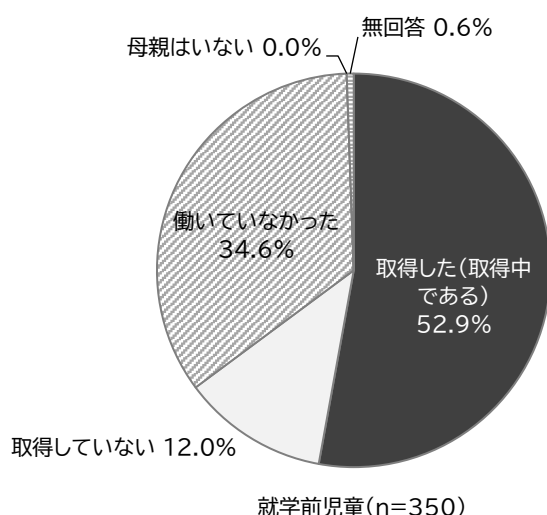
小学校児童では、「いずれも利用したいとは思わない」が 42.8% で最も高く、次いで「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 33.5% となっています。



（７）母親の育児休業制度の取得経験

問 宛名のお子さんが生まれたとき、母親は育児休業を取得しましたか。

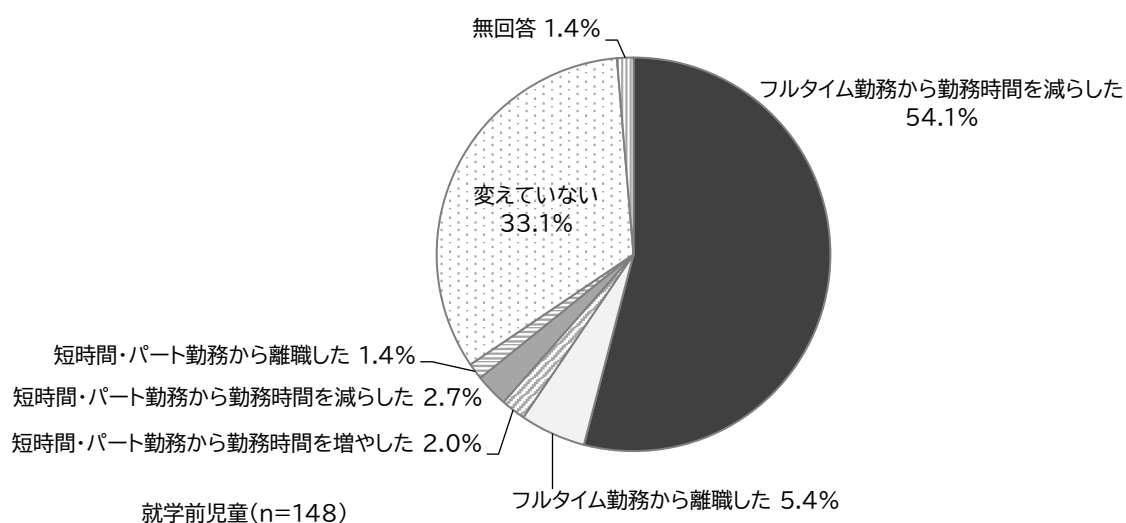
「取得した（取得中である）」が 52.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 34.6%、「取得していない」が 12.0%となっています。



（８）母親の育児休業制度復帰後の勤務形態

問 母親は育児休業復帰後、勤務形態は変えましたか。
※育児休業制度取得後、職場に復帰した人のみ

「フルタイム勤務から勤務時間を減らした」が 54.1%と最も高く、次いで「変えていない」が 33.1%となっています。



(9) 放課後の過ごし方

問 宛名のお子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。(または、過ごしましたか。)

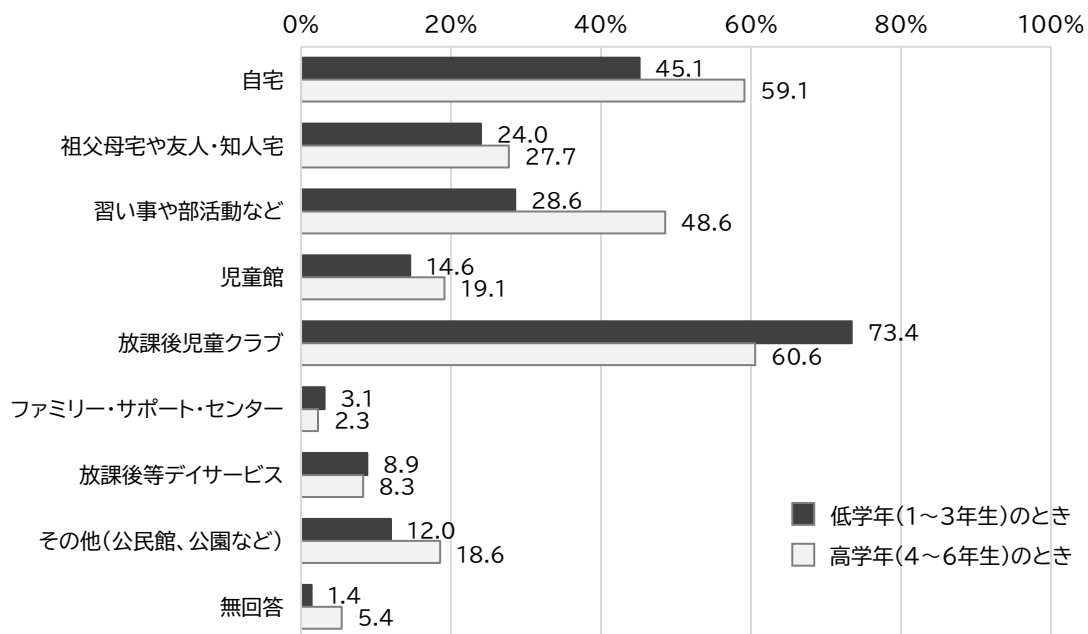
小学校低学年(1～3年生)、小学校高学年(4～6年生)についてそれぞれお答えください。

※就学前児童は小学校入学後の意向)

①就学前児童

「放課後児童クラブ」は、低学年(1～3年生)のときが73.4%、高学年(4～6年生)のときは60.6%となっています。

高学年(4～6年生)のときは、「放課後児童クラブ」のほか、「自宅」が59.1%、「習い事や部活動など」が48.6%で続いています。

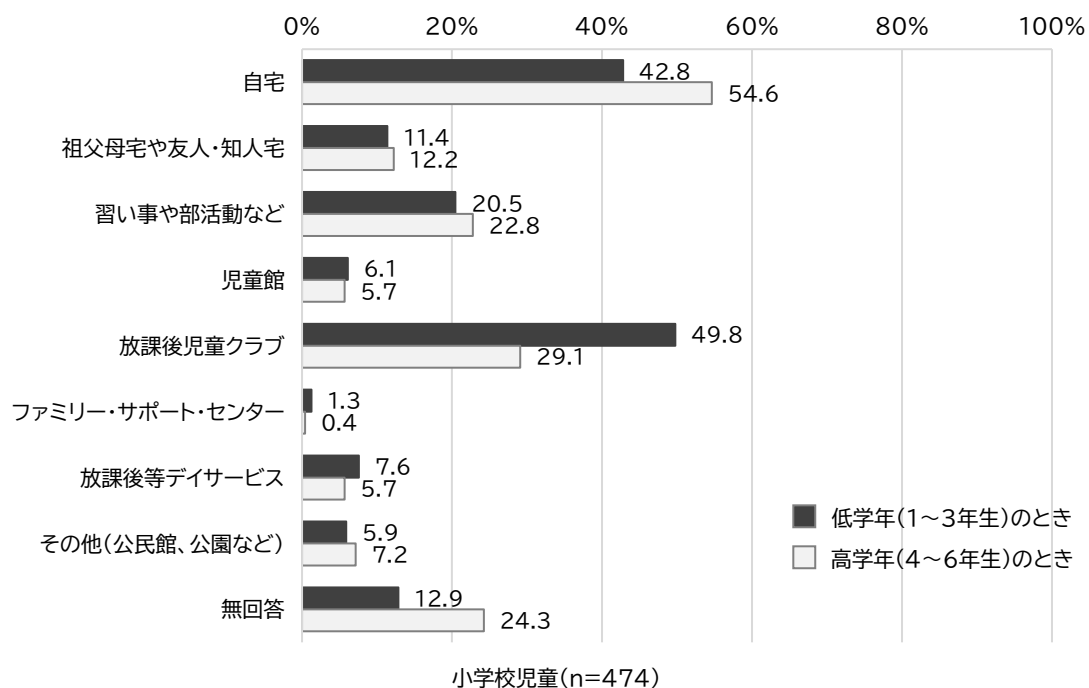


就学前児童(n=350)

②小学校児童

低学年（１～３年生）のときは、「放課後児童クラブ」が 49.8%と最も高く、次いで「自宅」が 42.8%となっています。

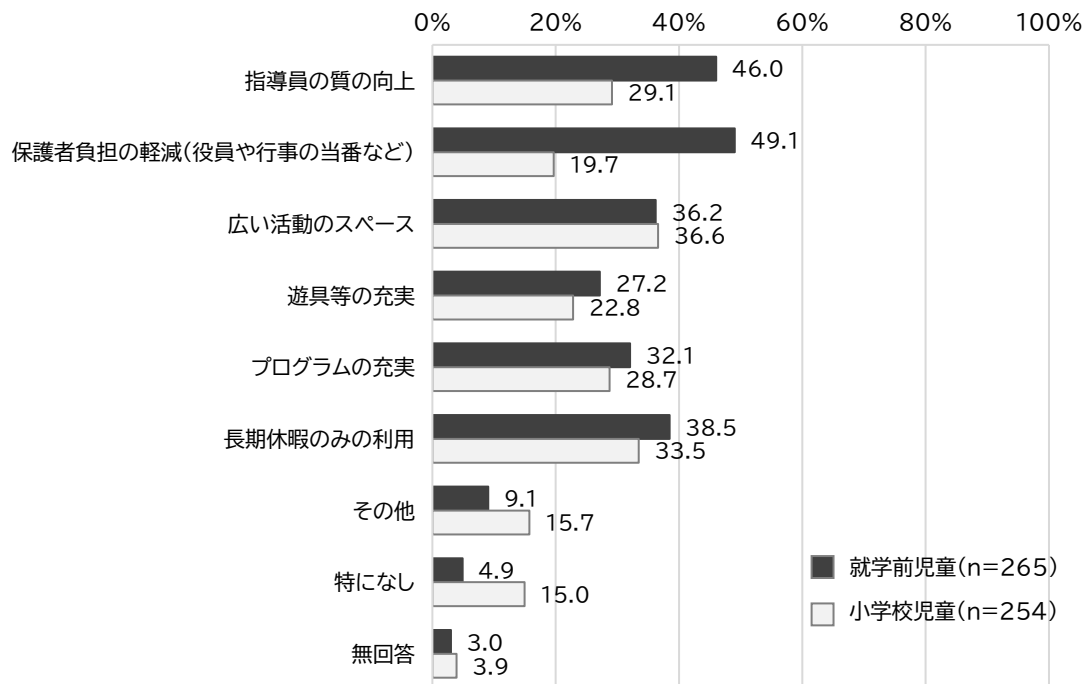
高学年（４～６年生）のときは、「自宅」が 54.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が 29.1%となっています。



(10) 放課後児童クラブに今後望むこと

問 放課後児童クラブに今後望むことは何ですか。
 ※放課後児童クラブの利用意向がある人のみ
 ※就学前児童は小学校入学後の意向

就学前児童では、「保護者負担の軽減（役員や行事の当番など）」と「指導員の質の向上」が45%を超えています。

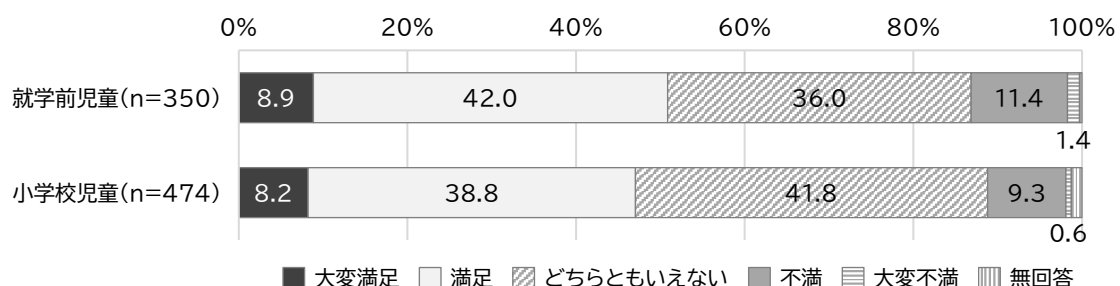


(11) 子育て環境の満足度

問 榛東村の子育て環境の満足度はいかがですか。

就学前児童では、「満足」が42.0%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が36.0%、「不満」が11.4%、「大変満足」が8.9%となっています。

小学校児童では、「どちらともいえない」が41.8%と最も高く、次いで「満足」が38.8%、「不満」が9.3%、「大変満足」が8.2%となっています。

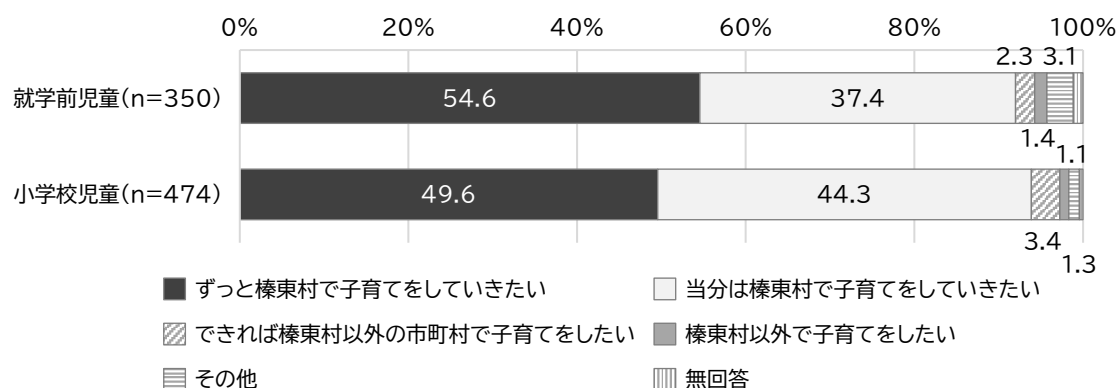


(12) 榛東村での子育ての意向

問 今後も榛東村で子育てをしていきたいと思いませんか。

就学前児童、小学校児童ともに「ずっと榛東村で子育てをしていきたい」が最も高く、「当分は榛東村で子育てをしていきたい」が続いています。

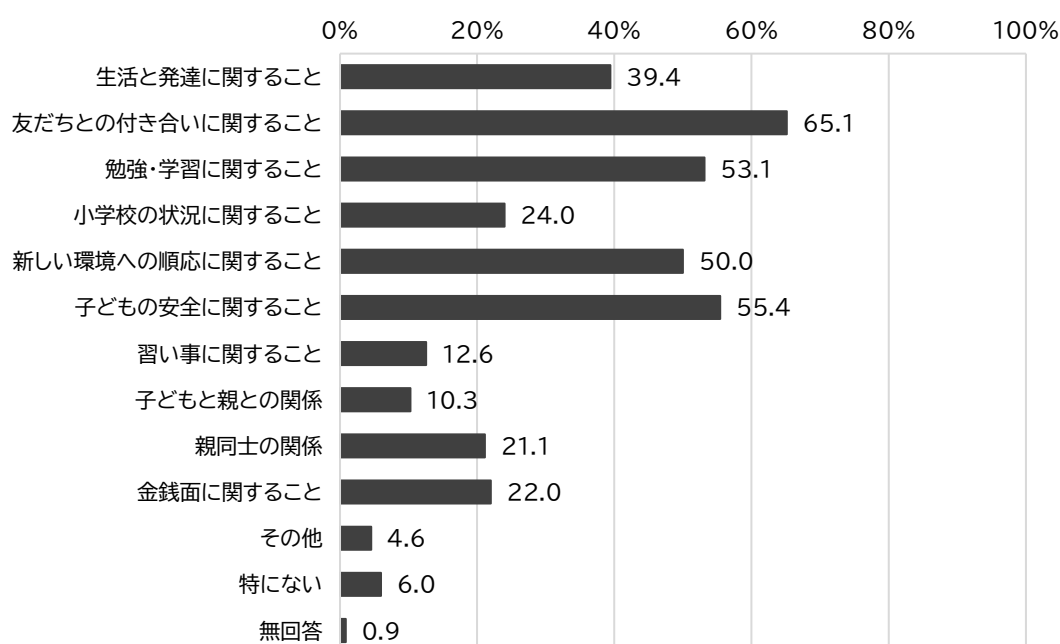
これらを合わせた“榛東村で子育てをしていきたいと考えている人”は、90%を超えています。



(13) 小学校入学に当たって心配なこと（就学前児童）

問 小学校入学に当たって、心配なことは何ですか。

「友だちとの付き合いに関すること」が65.1%と最も高く、次いで、「子どもの安全に関すること」が55.4%、「勉強・学習に関すること」が53.1%、「新しい環境への順応に関すること」が50.0%が続いています。



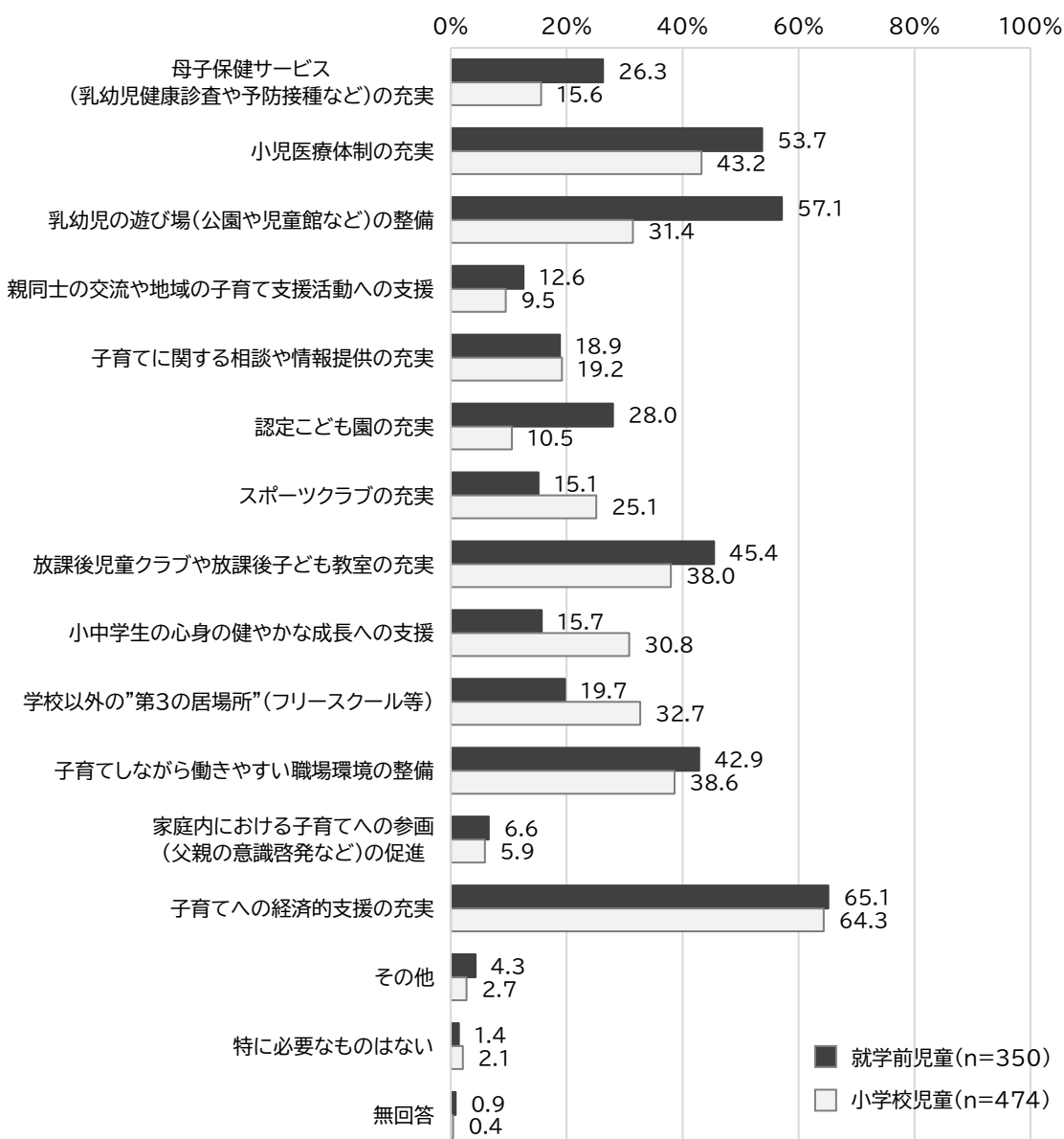
就学前児童(n=350)

(14) 子育てしやすい地域づくりのために、今後最も重要だと思うこと

問 子育てしやすい地域づくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思いますか。

就学前児童では、「子育てへの経済的支援の充実」が65.1%と最も高く、次いで「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が57.1%、「小児医療体制の充実」が53.7%、「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」が45.4%で続いています。

小学校児童でも、「子育てへの経済的支援の充実」が64.3%と最も高く、次いで「小児医療体制の充実」が43.2%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が38.6%、「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」が38.0%で続いています。



榛東村 第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和 7 年 3 月

発 行：榛東村

編 集：榛東村 住民生活課

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

TEL 0279-26-2494（課直通）

ホームページ <https://www.vill.shinto.gunma.jp/index.html>
